

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4)			
日 時	平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	酒井 (隆行) 委員長、松田副委員長、秋元・高橋 (龍) ・ 酒井 (隆裕) ・中村 (吉宏) ・濱本・中村 (誠吾) ・川畑各委員		
説明員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局小樽市立病院事務各部長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名委員に中村誠吾委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、高野委員が酒井隆裕委員に、面野委員が高橋龍委員に、林下委員が中村誠吾委員に、小貫委員が川畑委員に、横田委員が濱本委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、共産党、自民党、民進党の順といたします。

公明党。

○秋元委員

◎除排雪について

それでは、除排雪について質問させていただきます。

初めに、ことし 2 月 9 日の住吉線の件です。これはまだ決着していませんので伺いたいと思いますが、まず 2 月 9 日、住吉線で、除排雪作業中に、市長が作業員の方に対して作業の確認と称して作業が中断いたしました。その後、作業が中止された問題で議会の中でも問題になったのですが、さまざま指摘させていただきましたが、その後分析はどのようにされているのか、また、庁内でどのような議論がされてきたのか、このことについて説明いただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

2 月 9 日の住吉線で作業が中止になったということにつきましては、1 月にこの住吉線につきまして、市と業者、ステーションとの協議により住吉線の排雪をするという形で協議が調っておりましたが、その後、一部排雪作業が行われ、2 月 8 日の市の除排雪に関する協議の中で、2 月 8 日までに行った分の排雪で十分住吉線は対応できるという形で、それ以降の部分についてはやらないということを市の協議として決めました。

そのことについて、当時雪対策課長の私が、それ以降やらなくていいということを業者に伝えることを、勘違いにより行いませんでした。そのために業者はそのまま排雪作業を行っていたところ、市長が、どなたかから危険な作業をされているということをお聞きされて、現地に行って、それで確認をして中止になったということでございます。

これにつきましては、最初の原因というのは、私がきちんとした協議結果を勘違いしたこと、それを伝えなかったことに問題があるということで、庁内の中の特に除雪対策本部、事務局の中で話し合いました。それまでは私が排雪の協議に参加して、その決定事項をそのまま担当員であったり係長に伝えていたのですけれども、その前にワークショップを置いて、そこに参加していた人間、次長職、私である課長職、それと係長職も参加しておりましたので、三人でもう一度確認して、それを紙に起こして、それでももし疑念があるような場合は、上司である建設部長、もしくは最終的には除雪対策本部長に聞くというような形で、このような事故が起きないように対策としてそのようなルールを決めて、内規ではございますけれども、そのような対応を行ったところでございます。

○秋元委員

私が一番聞きたかったのは、市長が言っていた危険な作業についてなのです。この危険な作業というのは市民生活に大変影響がありますから、もしくは生命とか財産に影響を与えるものですから、この危険な作業についての扱いは、どのように話し合われて、どういう結果になったのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

住吉線で危険な作業が行われていたのではないかという点に関しましては、作業を行った状況について、当然、我々、そのときは夜の作業でしたので現地は確認しておりません。それで聞くことしかできなかったのですが、当然、市長から話はお聞きしています。

それとは別に業者からも、図面であったり、そのときの内容について話を聞いたところ、一瞬一瞬どうであったかは別なのですけれども、安全対策とか交通制御の対策について、特に危険だというふうに決定できるようなものが見つからなかったものですから、そこのところについては、我々は、危険だからという形で何かの是正措置とかというのは行っておりません。

ただ、このことが起きまして、全ての第 1 から第 7 ステーションまでの業務主任等と作業の安全性について確認いたしましたして、特に問題ないというのを確認した上で、第 1 から第 7 ステーション全てに、安全対策についてはより一層注意してやるようにという形でその部分は要請したところでございますけれども、この住吉線の件について、何か是正措置とか、危険だから何か罰則があるとかというような措置等は行っておりません。

○秋元委員

では、危険な作業は確認できなかったということでのいいのですね。

○（建設）雪対策第 1 課長

繰り返しになりますが、私ども除雪対策の発注者の担当の部門でございます雪対策課といたしましては、現地に行っていなかったもので、これはもう聞き取るしかないものですから、聞き取った範囲の中では、特に危険で、何か是正措置を、もしくは是正措置命令とか、そういうようなことをとらなければいけない状況というようなものは確認することはできませんでした。

○秋元委員

では、たしか第 1 回定例会の中で、市長から、危険な作業が行われていたというような話がありましたけれども、そう感じていたという話をしていましたが、今、課長が言われるとおり、危険な作業が行われていたという確認はできなかったということで認識いたしました。

それで、再発防止なのです。これは議会の中でもたくさんの議員の方が言っていますけれども、市長自身が現場に赴いて作業員の方に、確認もそうですが、指示もそうですね、これはできないと。契約書また仕様書から見ても、そういうことはできない、行えないということは、しっかり市長にわかっていたら、このようなことが二度と行われぬように、そういう再発防止の話というのはされているのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

当然、平日の日中であれば、我々が除雪対策本部の事務局に詰めておりますし、パトロールも行ってありますので、何かあったときには対応は当然できます。当然、それ以外の祝日であったり夜中につきましては、除雪対策本部の事務局内で当番制をしきまして、夜間、市役所の当直等に電話があった場合には対応する当番というような形で、緊急時の連絡体制は整えているところでございます。

また、先ほど市長のことについてお話がございましたけれども、これまでの議会議論の中でも、市長といたしましても、こういうようなこと、同じようなことが起きたときには、まず除雪対策本部の職員が対応するのが基本だということを言っておりますので、その基本的なことにのっとって我々が今後も対応していくということになると思われます。

○秋元委員

その辺しっかり理解していただけるように説明していただきたいなと思います。

次に、例の緑のはしごの件です。この緑のはしごの件につきましては、私も市民の方から苦情をいただきましたから、通常、例年は夜間に排雪を行っていたものが、昨年度は日中に排雪作業が行われて、その方の家のさまざま

な生活に支障なり困難があったという苦情をいただきまして質問をさせていただきましたけれども、試行という形で日中排雪作業を行ったという答弁をいただいていたのですが、その後、この試行を経てどういう結果が出たと感じているのか、また、そもそも日中に切りかえた目的と必要性についてお答えください。

また、効率性や予算などについても、私も業者の方にも直接お話を聞きましたけれども、夜間に排雪作業を行ったほうが効率がいいと。ましてや、効率がいいから予算的にも日中に行うよりは随分違うというお話を伺っておりますが、その辺の押さえというのはどのようになっていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

俗に、緑のはしごと言われている部分の排雪でございますけれども、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、これまで、一昨年まで夜間にやっていたところを日中に切りかえてやったところもございます。それは試行というふうな形で議会答弁等でも行っております。

そのことについてでございますけれども、まず、なぜ日中にやったかということにつきましては、特に市民の方からの要望等ではなく、夜間にやることによる市民の皆様の安眠妨害等、そのようなことを考えた上でやったのがまず 1 点と、もう一つは、夜間の排雪作業というのが、昨年度はダンプトラックの都合等もございまして、少しおくれぎみになったところがあります。そういうような中で、日中であれば何とか対応できるのではないかとというような考えもございまして、それに切りかえたというところでございます。これが昨年度切りかえた主な要因でございます。

それで、行ってみてどうだったかという形なのですけれども、今、委員がおっしゃられましたとおり、夜間に 10 トンダンプとか大型の機械構成でやる場合は、日中の小型の 4 トンとかのダンプトラックを使った機械構成での排雪に比べて、費用面的には夜間のほうが安いという形は出ております。

その中でどのようなことを考えたのかということでございますが、切りかえた主に 6 路線なのですけれども、それにつきましては、日中の作業だったのですが、1 日目なのですけれども、夜間と同じ機械構成でやりましたところ、やはり大型の、例えば付近の道路に駐車しなければいけない、使わない機械を駐車しなければいけないというふうになった場合に、バスの走行を妨げたりとか、そのようなところで問題が起きて、1 日目は是正を行いました。

そのようなことを考えた中で、総合した中で今後どうするのかということでございますが、まずは一つの昨年の反省点として、もし日中やるのであれば、夜間と同じ機械構成、夜間は大型でできたけれども、日中も大型で安い機械でできるとは限らない、逆に小さい機械でやったほうが効率的だというような形、それは反省点として考えております。

その上で、夜間にするのか、昼間にするのかということにつきましては、これはダンプトラックの手配とか、やはり作業が始まっていった中で、我々と業者との間で協議が調って、ここのところを排雪しましょうというふうになったときに、すぐできるような体制であれば、そのまま夜間でもいいということになるかもしれないのですけれども、機材が整わなくて、それが 2 週間先、3 週間先になってしまう、そのような場合は臨機応変に、必ず夜間に大型でやらなければならない、もしくは必ず日中に小型でやらなければならないというような決めつけをせずに、そのときにすぐ入れるような、決めてからすぐ入れるようなベストな組み合わせというものを業者と相談しながら、協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○秋元委員

先ほど通行障害の話がありましたよね。だけれども、そんなものは試行してみなくてもわかることではないですか。あの道路の構造上そういうことが起きるだろうというのは、少し道路のことをわかっていれば、あの辺のことをわかっていれば、これは容易に想像つくことですよ。

ダンプトラックが計画的にできなかった、おくれがあったということだけれども、これは実際、業者の方が計画的に行っていれば、通常は、今まで上から順番にやってきたのですよね。ところが昨年度は違ったのですよ。でも、

業者の方々は今までのノウハウがあるわけですから、業者の方々の意見も取り入れてそういうようなやり方をやっていたら、そういうことが起きなかったのではないですか、おくれるということが。そう思うのですよ。

それが急に、例えば夜間から日中に変える、上から順番にやっていたものを、路線の状況によってばらばらに入れてみたり、そういうことをするから、おくれが起こったり、通行障害が起きるような、そんな取り組みになってしまうのではないですか。どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

夜間、昼間という形でございますけれども、先ほどの答弁でも、夜間、昼間、決めつけることはないということでも答弁させていただいたのですが、当然、緑のはしごについてはそういう考えなのですけれども、ただ、全ての道路で、例えば交通量が多い大きい路線でそれを日中にやるというのは確かに問題はございますし、機械の構成で、先ほども御指摘がございましたとおり、待機時間に機械を置く場所がないようなところで大型車を使うということも問題があるということで、その点については反省しておりますし、御迷惑をかけた方々につきましては申しわけないと思っております。その上で、夜間、日中、それと業者のノウハウということにつきましては、そのことにつきましては業者ともきちんと話し合っただ協議していきたくと思っております。

ただ、昨年度の場合、これまでの場合は雪が多かったこともございまして、平成 26 年度より前でございまして、一つの場所、地域に排雪が入ると、全て同じような状況で排雪が必要な状況という形で順番にやったこともありますが、昨年度は全体的なダンプトラックの手配が困難だったということのおくれもございまして、必要な箇所というのを限定して、限定というか、優先順位を決めてやっていったところがございまして、それで今までは順番に上から下まで行っていたものを飛ばして行って、最終的には全てやったのですけれども、緑のはしごに関しては、飛ばしていったりとか順番を変えたというところでございます。

○秋元委員

順番を飛ばしてやったのはわかっているのですけれども、そういうことをしたのために、業者の方々も計画的にできなかったのですよ。だから、例年のようにうまく排雪作業が行えなかった。結果として明らかになったのではないですか。どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

排雪作業におきましては協議事項ということでございますので、あくまでも業者と協議をして決めていくということでもございまして、業者がやりたい順番にやりたいところをやるというのは、確かにノウハウはあるかもしれないのですけれども、そのようなことには昨年度はなっておりません。

○秋元委員

そうなのです。昨年度はなっていないのです。だから問題が起きたのですよ。私はそういう認識なのですけれども、そういう考えではないですか、市としては。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度の排雪につきましては、市と業者でパトロールをして、それでかき分け除雪を行い、拡幅除雪を行い、それができなくなった段階で排雪を行うという一連の排雪に至るプロセスでございますけれども、そこを見ていく中で、パトロールが重要視されるところで、市としては重要視しているところでございますが、それに伴って、緑のはしごの上のところでございますけれども、最上線でバスの運行に支障を来すなど、我々がパトロールした目線が少しバス事業者と違ったりして問題が起きたというところも、そういうような要因も確かにございますが、ダンプトラック等の重機の手配が困難であったというようなこともございまして、それで排雪がおくれたということもございまして、一概に排雪協議すること自体が全て、排雪で市民の皆様に迷惑をかけているというふうな考えは持っておりません。

○秋元委員

排雪協議すること、それがだめだと言っているのではなくて、森井市長になって以降、除排雪についていろいろと問題が起きているのはそういうことなのです。最後にパトロールの話もしますが、余りにも拙速にいろいろなことを変え過ぎるから、こういういろいろな細かい問題が出てくるのです。

次に移りますが、平成 26 年度、27 年度、28 年度の地域総合除雪の支出額の推移と降雪量について、説明いただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

地域総合除雪の支出額ということでございましたので、これは平成 26 年度におきましては第 1 ステーションから第 6 ステーション、27 年度以降におきましては第 1 ステーションから第 7 ステーションの契約額、28 年度に関しましては決算見込み額ということで答えさせていただきます。

26 年度の総支出額、この契約額でございますけれども、8 億 8,033 万円。そのうち排雪工に関する部分が 5 億 3,214 万 8,000 円でございます。除雪に係る部分が 2 億 3,912 万 4,000 円で、その他が 1 億 905 万 8,000 円でございます。

27 年度でございますけれども、総支出額が 6 億 333 万 1,000 円でございます。そのうち排雪工にかかわる部分が 2 億 158 万 2,000 円でございます。また、除雪工にかかわる部分が 2 億 9,944 万 9,000 円でございます。その他といたしまして 1 億 230 万円でございます。

28 年度の決算見込み額でございますけれども、総支出額が 7 億 1,660 万 2,000 円でございます。そのうち排雪工にかかわる部分が 2 億 7,225 万 7,000 円でございます。また、除雪工にかかわる部分が 3 億 1,897 万 6,000 円でございます。その他といたしまして 1 億 2,536 万 9,000 円でございます。

累計降雪量でございますけれども、26 年度は 585 センチメートルでございます。27 年度が 495 センチメートルでございます。28 年度が 501 センチメートルございました。

○秋元委員

平成 27 年度以降は、要するに森井市長になって、きめ細やかな除排雪を公約に当選した市長の方針で、多々除排雪にかかわる変更がされてきたのですけれども、除雪費が以前よりふえて、排雪費が減っている、以前よりですね。これは明らかな政策の変更、転換がされてきたというふうに思いますが、こういうことでいいですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 27 年度以降と 26 年度の除雪と排雪の関係でございますけれども、27 年度以降につきましては、ガタガタ路面の解消、除雪の第 2 種路線の出動基準の見直し、もしくは除雪第 3 種路線にかかわるいろいろな試行等で、除雪に力を入れたということは事実でございます。

排雪につきましては、27 年度、28 年度につきましては、累計降雪量は約 5 メートル、26 年度が 5.85 メートルという形で 6 メートルに近いということで、降雪量等の差がございますので、そこについては一概に数字だけで比較することはできませんので、そういうような見解を持っているということでございます。

○秋元委員

市長がかかわって、これまでの方針を転換していろいろとやっているということは、これまでの議会議論の中でも、私もそうだろうなというふうに思っているのですけれども、この部分は後からもかかわってきます。平成 26 年度、27 年度以降の排雪作業の決定に至るまでの違いはどのようなところなのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

排雪に関しましては、平成 26 年度、また 27 年度以降につきましても、市と業者、これは契約でやっておりますので、協議をするということについては変わっておりません。市の中の協議の仕方につきまして、全てではないのですけれども、過去に、26 年度以前に雪対策の担当課長をやっていた者に聞き取りをしますと、まず 27 年度、28 年度、昨年度の例でございますが、これにつきましては、パトロールをし、業者から上がってきたり、もしくは市

の職員が必要だということをもまず挙げて、それを精査した後に、最終的には、市側の決定事項といたしましては、除雪対策本部長である副市長を交えた中で、建設部長、次長、担当次長、担当課長、担当係長が入った中で、排雪をやる、やらないという決定をほぼ 1 路線ずつ決定しております。

26 年度以前に関しましては、これはあくまでも聞き取りではございますけれども、聞いた中では、排雪を行う初日、スタートをいつぐらいにするか、それとどこから始めるかということについては、同様に除雪対策本部長である副市長が入った協議の中で決めていると聞いております。それ以後の路線につきましては、報告であったり、協議であったりというような形で、1 路線 1 路線で何か協議をするということではなく、報告だったり協議をしたというふうに進めていたというふう聞いております。

○秋元委員

それで、平成 27 年度以降、森井市長になって以降は、排雪作業の決定に至る本部の会議というのは 1 週間ごとに行われていたというふうには私は思っていたのですが、その辺はどうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 27 年度においても、ほぼ 28 年度と同じだと思うのですが、28 年度のことについてお答えさせていただきますと、ほぼ 1 週間置きに協議を進めておりました。ただ、曜日を決めて、この曜日に必ず会議をするということではなく、除雪対策本部長である副市長の日程、市長も参加しておりましたので、その日程を調整した中で、曜日は固定せず、ほぼ 1 週間置きに協議を持っていたということでございます。

○秋元委員

1 週間置きではあるけれども、1 週間、7 日ではない日もあったということなのですか。最長でどのぐらいあるのですかね、間は。

○（建設）雪対策第 1 課長

この 1 週間置きというのも決めていたものではございませんので、もしかしたら、1 週間飛び越えて次の週にまたぐこともございますので、最長では、これは記憶でしか今データがないもので答えられませんが、10 日ぐらい離れたときもしかしたらあったかなというふうには考えております。

○秋元委員

何を基準に会議の日程を決めているのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

会議といたしましては、まず一つ目の会議があつて決定した事項を最終的に業者と協議して、準備も含めて排雪作業をスタートしてもらいます。その後また……

（「いやいや、そうではなくて、この日会議をしますよというのは、何をもち決めていたのかということですか」と呼ぶ者あり）

その続きになるのですが、申しわけございません。

それと同時に、次の協議路線を業者からも挙げてください、我々も見ますからという形でパトロールをして、それが整いそうな時点を見越しまして、それから除雪対策本部長の日程等を見ながら日にちを決めているというところでございます。

○秋元委員

本部長の日程に合わせて会議が開かれていたと、副市長の都合に合わせて。そういうことなのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

当然、最終決定は、本部長が出席した中の会議で基本的に決めておりますので、副市長の日程というものは重要な要素でございます。

○秋元委員

この件も後でまた触れます。

現在の決定方法のメリットはどのようなところなのですか。またそのデメリット。私はこのデメリットについて後から指摘しますけれども、どのようなところだと思っていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

メリットにつきましては、除雪対策本部長まで、今、排雪をやっている路線、排雪がこれから必要になる路線、まだやっていない路線というのを、協議の中で、残っている路線とかやる路線というのをその都度示しておりますので情報が共有されるということ、また、我々の決定の仕方、こういうところをやりたいというような、業者であったり、我々担当のチェックができ、より厳密な協議に臨めるというようなことがメリットとして考えられます。

デメリットといたしましては、特に考えつくところはございません。

○秋元委員

なるほど、情報が共有できるということですね、メリットとしては。

平成 26 年度、森井市長以前、市民からの苦情が入ってから作業実施に至るまでの日数、またその間の苦情件数が多いものについて、幾つか抽出してお答えいただければと思います。

○（建設）雪対策第 1 課長

市民の皆様から排雪に関する依頼があつて、それから実施した日までの長いものを幾つかということでございますので、そのことについてお答えいたします。

まず平成 26 年度でございますけれども、多いものを五つぐらいお答えいたします。入船学校通線、これに関しましては、依頼日が 27 年 1 月 13 日、作業実施日は 27 年 2 月 25 日ということで、この間の日数は 43 日。初めての依頼があつてから排雪の実施までの間にあつた排雪依頼の件数でございますが、2 件でございます。同じく述べていきますと、塩谷浜通りにつきましては、依頼日 1 月 29 日、実施日 3 月 16 日、この間 46 日、依頼のあつた件数ゼロ件。松ヶ枝会館裏第 2 線、依頼日 12 月 29 日、実施日 2 月 14 日、その間の日数 47 日、その間にあつた依頼 1 件。伏見稲荷通線、依頼日 1 月 27 日、実施日 3 月 17 日、その間にあつた期間 49 日、その間にあつた依頼件数 1 件。幸環状 1 号線、依頼日 1 月 6 日、実施日 3 月 13 日、その間の日数 66 日、その間に排雪依頼があつた件数ゼロ件でございます。

28 年度についてもお答えいたします。手宮川通線、依頼日 1 月 5 日、実施日 3 月 18 日、その間の日数 72 日、その間の依頼件数 7 件。静屋線、依頼日 12 月 27 日、実施日 3 月 6 日、日数 69 日、その間の件数 1 件。桜 1 号線、依頼日 12 月 27 日、実施日 2 月 28 日、その間の日数 63 日、件数 3 件。公園通線、依頼日 1 月 5 日、実施日 3 月 4 日、その間の日数 58 日、件数 3 件。元金曇町線、依頼日 1 月 16 日、実施日 3 月 10 日、日数 53 日、その間の件数 6 件でございます。

○秋元委員

明らかに平成 26 年度と 28 年度、以前もらつた資料を私も見比べましたけれども、違う部分、排雪依頼があつた路線数なのですが、26 年度、市民から排雪してほしいという苦情があつた路線数が 273 路線、28 年度は 295 路線、森井市長になってから排雪依頼が 22 路線もふえているのですね。この原因はどのようなところにあると思いますか。また、今、26 年度と 28 年度の排雪依頼があつてから実施するまでの日数と、その間の苦情の件数を紹介していただきましたけれども、苦情を寄せられる排雪路線の数がふえている要因は何ですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この排雪依頼の初日、最初にあつた日から実施日までに関する苦情、依頼等については、正直言ひまして分析等は行っておりませんが、平成 26 年度と 28 年度の差ということでございますが、26 年度というのは雪が多かつたものですから、場所によっては複数回排雪を行つたりしているところもございまして、地域によっては、その

地域が入れば、先ほどの緑のはしごの件ではございませんが、降雪量が多かったものですから、順番に除排雪を行っていったというようなこともあったと思います。

ただ、28 年度に関しましては、12 月にはかなり大雪が降ったのですけれども、それ以降少なかったということで、全体的に雪が少ないこともございまして、必要なときに必要な箇所の排雪をやるというようなことを行いました。その結果、26 年度は順番に入っていたものが、28 年度は、最終的には排雪は行おうのですが、隣のところが入って、いつもだと隣が入ったから必ず来ると思われていたところを飛ばしていったりというようなこともございましたので、それについて、なぜ入らないのだろうかというようなことを思われて、要望等があったということもございまして、また、先ほどからお話ししておりますが、機材等、トラック等の状況が年々確保するのが難しいような状況もございまして、それに伴って排雪がおくれたこと。

また、27 年度と 28 年度の比較になるのですけれども、同じ荷重の排雪でも、一部の路線をサンプリングで統計的にとってみましたところ、同じ路線でも排雪する量というのがふえています。それだけ雪が残っていたという形で、同じ路線での作業時間であったり作業期間が多くかかったということもございまして、そういうようなおくれに伴ってなかなか順番が来ないというようなところで、排雪の御要望があったというようなこともあるのかというふうなことは考えております。

○秋元委員

なるほど。では、事業者の方々が、これまで建設常任委員会等でも紹介した資料の中で、要するに排雪をとめられているというような声も今までありましたよね。それとの兼ね合いはどういうふうに考えていますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

排雪をとめたということに関しましては、平成 28 年度はなかったかというふうに考えているのですけれども、このところにつきましては、昨年度のことになって申しわけございませんが、28 年度の除排雪に向けてということで、排雪の協議、今まで協議簿をしっかりとつけていなかったということがございましたので、28 年度以降は排雪の協議簿をしっかりとつけて、それで協議をしっかりとやっていくということに変えておりますので、そのような行き違いをなくすように努力はしました。

ただ、排雪協議に関しましては、先ほど最初にも申し上げましたとおり、私の勘違いにより御迷惑をかけたということがございますので、それはまた一つの反省点というふうに考えております。

○秋元委員

そういうことではないのですが。

では、ちなみに、高度な知見を持った参加がかかわった平成 27 年度の以前にもらった資料をもとに、私もいろいろと時間をかけて調べますと、27 年度は 26 年度に比べて非常に排雪の状況が悪いというのを、市民の苦情が入って実施するまでの期間ももちろん長いのですけれども、その苦情の回数も多いのですよ。

特に、これは議会でも問題になっていました中央通、要するに駅から臨港線までの間の通りですね。これは 28 年 1 月 8 日に排雪の依頼があって、排雪に入ったのが 2 月 29 日で、52 日かかっているのですよ、排雪するまで。この間に市民の方から 10 回も苦情が入っているのです。なぜこんなになっているのだというのが非常に不思議でならないのです。

後ほど聞こうと思っておりましたけれども、先に聞きますね。この中央通というのは、ガタガタ路線の整正ですか。その路線でいいですよ。皆さんに聞くと、その効果はあったと分析されて、いつも答弁されていますが、中央通、このガタガタ路面の整正で効果があったということでいいのですよね。

○（建設）雪対策第 1 課長

中央通、当然、ガタガタ路面の対策の路線になっております。ただ、個々の路線ごとに評価というのは、検証等には行っておりませんので、おおむねガタガタ路線を行った対象路線全てにおいて効果があったというふうに結論づけ

ております。

○秋元委員

そこが市民感情とずれているところなのです。排雪してほしいと苦情が 52 日の間に 10 回も来ているのに、皆さんはガタガタ路面の整正は成功していますという考えで、排雪しなかったのです。これは市民要望と全くずれていないですか。そんなことを市民は望んでいますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今のガタガタ路面の施策と排雪のことについて御質問がございましたけれども、ガタガタ路面の対策というのは除雪工に関することとございまして、除雪と排雪は分けたものというふうにご考えております。ガタガタ路面の施策をやったから排雪がおくれたとか、進めたとか、やめていたというようなことはございませんので、あくまでも排雪に関しましてはパトロールをして、必要であればかき分け除雪をし、拡幅除雪をし、それでそのような作業ができなくなったときに排雪を行うというルールで排雪作業を行っておりますので、ガタガタ路面と排雪作業の実施が遅いという点につきましては、特に相関がないものというふうにご考えております。

○秋元委員

いや、そんなことを市民は考えていないのです。排雪してほしいということなのです。皆さんはなぜそこを切り分けるのですか。同じ路線なのです、中央通という。そこでガタガタ路面を整正して結果が出ていますと言うけれども、市民は排雪してほしいということを願っているわけです。要望しているわけですよ。でも、そこには応えていなかったのです、52 日間も。それがきめ細やかな除雪なのですかと聞きたくなるのですけれども、いかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

繰り返して申しわけございませんけれども、ガタガタ路面という施策は、一つの除雪の施策といたしまして、それはきちんとある程度効果があったというふうにご考えております。それとは別に排雪、ガタガタ路面と、排雪依頼が多かったということにつきましては、特に相関はないものというふうにご考えております。ただ、ガタガタ路面はできたけれども、排雪については、市民の皆さんの評価が、できたという評価でないということであれば、そのことについては反省し、改善策を考えなければいけないというふうにご考えております。

そのようなことも含めて、中央通は、平成 27 年だけではなく 28 年についても議会議論がございましたので、この決算の場で 29 年度のことを言って申しわけございませんが、観光に配慮した排雪という形で、通常の排雪経費とは別立てでその部分の排雪を行う経費を見込みまして、イベント等であったり観光に配慮した中で排雪を行うという形で予算立てもしておりますので、それが我々の反省点の一つだということで、中央通に関してはそういうような形でございます。

○秋元委員

個別にしっかり検証してくださいよ。ガタガタ路面全体的にはよかったがと言うけれども、中央通はどうだったのか検証していないなんて驚きますが、しっかり分析してください。

平成 26 年度と 28 年度で私も比較してみますと、排雪依頼があってから実施に至るまでの日数で特徴的なものが、1 週間以内で苦情があってから対応した、その 1 週間以内で対応できた路線が、26 年度は約 56% が苦情があってから対応しております。28 年度は 37% なのですね。これもやはり、きめ細やかな除排雪という割には、市民要望、排雪依頼への対応が以前に比べておくと、この数字から見ても思うのですけれども、その原因は、1 週間以内に対応できない理由は何ですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 26 年度におきましても、27 年度以降、昨年 28 年度におきましても、市民の皆様からの依頼、それは重要な要素でございますけれども、依頼が 1 件でもあればその路線を排雪するというような体制はとっておりませんで、

当然、業者であったり、市の担当のパトロールをした中で必要だというところを協議して、もしくは 26 年度以降は報告というものもございますが、業者との協議を調べて排雪を進めてきたということでございますので、市民の皆様が要望されてからの日数の差については特に分析はしておりませんが、26 年度につきましては雪が多かったこともあり、一斉に、どうしても同じ時期に排雪をしなければならないというようなこともございまして、一つの路線が入ればその付近はずっと入っていったというような形もございましたところから、27 年度につきましては雪が少ないこともあり、危険な路線をまず優先してやったということもございまして、やり方が変わったことであつたり、今までは、比較的 26 年以前は雪が多かった時期が多かったものですから、今までのやり方と変化したのではと感じられた市民の方もいらっしゃるのではないかというふうに考えております。

○秋元委員

いや、平成 26 年度以前は、1 週間以内に 56%が対応しているのですよ。ところが、森井市長になった 28 年度は、1 週間以内に対応できていないのです、37%しか対応できていないのです。その違いは何なのだと聞いているのですよ。降雪量が少なかったのですよ、28 年度は。26 年度は 28 年度に比べて多かったですよ。それなのに 1 週間以内に対応できない原因は何ですかということなのですよ。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、市民の声があつたからという形で排雪にすぐ入るということは、平成 26 年度も 28 年度も行っておりませんので、これはパトロール等で行っておりますので、その結果の統計、我々その統計はとっておりませんが、今、委員がお示しされました 56%、37%の差ということについては、特に分析等を今行っておりませんので詳しくは述べられません、違うとすれば雪の降り方が違って、26 年度は雪が多く降って順番にどんどんやっていくような体制だったものですから、たまたま苦情と実施した日が近かつたのかなというふうに考えております。27 年度、28 年度につきましては、雪の降り方が少なかったものですから、必要なところを必要なふうにやっていったということがございまして、それで、最初の依頼日と実施日の間に差が開いたのかなというふうに考えております。

○秋元委員

まさに今、課長が言うように、平成 26 年度以前というのは計画的にやってきたわけですよ。だから、ある意味市民が、これ以上排雪してもらわないと生活に影響が出るよねと、苦情を入れてから 1 週間以内というのは、ある意味市民の意見と一致していたのではないですか、26 年度以前というのは。ところが、排雪方法を変えて、27 年度、28 年度以降は計画的に業者の人たちがやれないから、だから当然 1 週間に対応なんかできませんよ。だからこういう結果になっているのではないですかと私は思うのです。

今まさにそういう話でしたよね。26 年度以降は雪が多かったから計画的にやってきたと。例えば緑のはしごのところも上からやってきた、だから 1 週間以内に対応できたのではないかと、そういう話でしたけれども、それであれば、新しく市長がかわつた森井市長以降は計画的にできていないということですよ。どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどの答弁でございますけれども、平成 26 年度以前は比較的雪が多かったものですから、同じようなところで、同じような地域で、排雪が必要な状況があらわれていたという形で順番にやったということでございます。27 年度以降は、それとは別に降雪量が少なかったものですから、必要な箇所を必要なときにやるというような形。当然、26 年度もそういう考えだったと、決定に私はかかわっていないのですけれども、そういう考え方は同じでございますので、必要な箇所が同じ地域に同じような状況で存在していた。27 年度、28 年度は少なかったものですから、同一地域でも必要な箇所、必要でない箇所というようなことがあつた。その時間差があつたものというふうに考えてございまして、26 年度以前は全て、雪の状況は関係なく、苦情が来たら、計画的というか順番に除雪を進めていたというわけではございません。

○秋元委員

いやいや、先ほどは、計画的に雪が多かったから順番にやってきたという話ですよ。それはまさしくそういう計画を立ててやってきたということでしょう。そういうことではないですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

雪が多かったものですから、同じ地域で排雪が必要な状況になっていたというのが平成 26 年度以前。雪が多かったものですから。27 年度、28 年度は、同じ地域でも、ここは必要だけれども、ここはまだ大丈夫だという路線があったものですから。結果として 26 年度はその地域全てが必要な状況になったものですから、順番にやっていったということでございまして、27 年度以降に関しましては雪が少なかったものですから、順番にやるというような状況にはなかったということで、雪の積もり方に差があったということでございます。

○秋元委員

これも最後に聞こうと思っていたのですが、そういう考えでしたら、今年度、雪が多かった場合に対応できますか。雪が多く降ったら対応できなくなってしまうのではないですか。どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

当然、災害的な雪になりますと、除雪業者の機械能力等もございますので、そこについては市民の皆様に御迷惑をかけることはあるかとは思いますが、雪が多いような状況であれば、当然その地域、多いところ、平成 26 年度以前と同じように、その地域全てが必要な箇所になるような状況もあると思いますので、それについては 26 年度以前と対応は同じことになる箇所もあると思いますので、そこについては 26 年度以前と特に差はないというふうに考えております。

○秋元委員

そういうばらばらな考え方でいいのですかね。めちゃめちゃなのですよ。平成 26 年度は 585 センチメートル、降雪量は。28 年度は 501 センチメートルです。26 年度の 585 センチメートルの降雪量だったら、もう対応できないですよ。業者の方がそう言っているのですから。できないですよ。今の話だったらめちゃくちゃです。28 年度と同レベルの雪が降ったら、今の体制では対応できないですよ。どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今、体制ではというお答えがあったと思いますが、除雪機械等の体制等は特に変わっているところはないというふうに考えておりますので、除排雪の能力ということに関しましては問題がないものというふうに考えております。むしろステーションが一つふえておりますので、能力的には上がっているものというふうに考えております。

その上で、あとは排雪を判断する目が必要になってきますので、そのことにつきましては、我々、平成 28 年度よりも 29 年度、29 年度よりは 30 年度と熟達して、そういう目を持つ職員をふやしていくということが必要であるというふうに考えております。

○秋元委員

小樽市としての除排雪の考え方がその年その年で違っていたら大変でしょうという話ですよ。585 センチメートル降った平成 26 年度のときのようなことになったら、今の状況では市の考え方では対応できないということを私は指摘させていただきたいと思います。

先日、除雪懇談会で市民の方が、パトロールを強化したのに市民の苦情にできていないではないか、そういうお話がありました。私も、緑のバス通りがとまったときにパトロールの話も質問させていただきましたけれども、市民の苦情の状況、また苦情に対応する日数、そういうことから考えても、パトロールをしている割には、市民の方はきちんと見ていて、何をパトロールしているのだと、そういう話なのです。パトロールを強化しているその効果というのはあるのですか、本当に。

○（建設）雪対策第 1 課長

パトロールにつきましては、平成 28 年度におきましては、それまでよりも、人員であったりパトロールするための車などの機材をふやしておりますので、担当が現地を見る機会というのはそれまでよりも多くなっておりまして、当然、効果は上がっているものというふうに考えております。

○秋元委員

いや、何かよくわからない効果を話されても理解できないのですが、市長は、きめ細やかな除排雪が目的だということでご約に掲げて市長になられましたけれども、今の方法は全く間違っていると私は思いますよ。今、苦情の話をざっくりと紹介してお話ししましたが、効果として挙げるとすれば、予算が減額しているということだけですよ。でも、別にそれは市民が望んでそうになっていることではないのですよ。今の状況をそのまま続けていくのですか、本当に。

先ほど言いましたけれども、平成 26 年度並みの雪が降ったときに、ばたばたするのではないですか。事業者の方もそれを心配していますよ。本当にこの考え方を検討して変えていくような話は出ていないのですかね。本当に市長が言うように、こういうわけのわからないやり方で市民を今後も混乱させていくのですか。どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

今、排雪に関するプロセスのことについてだというふうに考えてお答えいたしますけれども、排雪に関するプロセス、パトロールをして、必要であればかき分け除雪、拡幅除雪を行い、除雪が困難になった時点で排雪を行うということ、それについては業者と市で協議し、市側の意思決定というのは最終的に除雪対策本部長を含めた会議の中で決定するというプロセスについては、今後も継続していきます。

ただ、昨年度におきましては、一部のバス路線でバスの運行に支障を来したり、また、学校周辺の道路で、特に学校関係者の方々から危険な状況があったというような御指摘もございましたので、そこら辺のところにつきましては、このプロセス等は変えませんが、教育委員会であったりバス事業者と連携を密にして、我々が見る目というものを養うことも含めまして連携をして、排雪に臨んでいきたいというふうに考えております。

○秋元委員

今回、平成 26 年度、27 年度、28 年度の排雪の話、苦情の話を通してさせていただきましたけれども、明らかに、市民の苦情に対する、排雪をしてほしいという要望に対する対応力というのは落ちていますよ、間違いなく。これは数字からしても明らかですね。これは、要するに計画的にできないからですよ。計画的にやっていない、場当たり的に排雪をしているからこういうことになるのだし、最初に話があった住吉線の話です。あれも要するに、協議をして、事業者にしっかり伝わってなくて、排雪が間違っ入っていた。こんなことはあり得ないでしょう。計画的にやっていないから、前日に中止するなどというわけのわからない話になるのですよ。

事業者の方は、機械も用意して、作業員の方も用意して、準備しているわけです。そんなの前の日に中止になって誰が責任をとるのですか。実際お金が発生しているのではないですか、そこに。計画的にやっていたらそんなことにならないでしょう。当たり前の話なのです。全く場当たり的で、市長なり除雪対策本部長の都合に合わせて会議を開き、そういうところで排雪の日程が決められている。だからこれだけ混乱しているのですよ。市民の方々も、この間も言ったとおり、きめ細やかな除雪というのは何なのだと怒っていたのではないですか。まさにそのとおりだと私は思いますよ。これだけ議会で問題になっていても、全く市長も聞く耳を持たないですし、皆さんを責めるわけではないですけども、全く聞く耳を持たないのですよね。

私は、先日の市民の方の御意見からも、私がいただいている苦情、相談からも、全く今回の決算は承認なんかできないですよ。しっかり、皆さんはもちろんそうですけれども、市長に伝えていただきたいなど。こんなことをやっていたら市民生活に本当に大きな影響を与えますよ。そうならないうちに私は方針を変えたほうがいいのではないかなと思います、しっかりその辺伝えていただきたいなと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○川畑委員

◎住宅エコリフォーム助成事業について

まず、住宅エコリフォーム助成事業についてであります。

住宅リフォーム助成事業が 2014 年に終了することから、省エネルギーと環境負荷低減を目的に、住宅エコに特化した恒久的な助成事業を立ち上げたわけであります。2016 年度事業予算は 515 万円の予算を立てて、申請が 5 件、そして助成額が 64 万 8,000 円という決算報告になっています。応募がこれだけ少なかったことをどのように捉えているのか、お答えください。

○（建設）松木次長

過去 3 年行いました住宅リフォーム助成事業、その実績の中で今回行いました住宅エコリフォーム助成事業の工事に該当するものを抽出して、大体年 30 件程度ということで、今回住宅エコリフォーム助成事業を平成 28 度からスタートしたところでございます。結果といたしまして、御指摘のとおり、28 年度の申請は 5 件にとどまったわけでございます。

要因といたしましては、制度自体の周知不足ということ、また、住宅エコに特化した中で、恒久的な事業とするために国の補助対象とすることで、一部の窓だけではなくて、1 カ所を直すためには全ての窓を直さなければいけないとか、そういった断熱性能の基準というのがございまして、そういったものの基準を満たさなければならないという非常に条件の厳しい部分というのがございました。また、手続的にも、対象者が過去にこういった助成事業を受けた場合は、それは除外をするというようなこと、また、申請に手続的に煩雑さがあったのかなど、その辺も原因の一つかなというふうにも考えてございます。

どちらにしましても、御指摘のとおり申請件数が少なかったものですから、29 年度は新たにいろいろ緩和して行ったというところでございます。

○川畑委員

この事業の目的というのが、条例の目的があると思うのですが、例えば、一部を見ますと、環境負荷が少なく、かつ快適な住環境の創出の促進を図るとともに、市内経済の活性化に資することを目的とすると、このようになっていますね。この条例の目的に沿った内容になっているのかどうか、その辺についてはどのように捉えていますか。

○（建設）松木次長

今回の助成事業を進めるということで、当然、断熱性能のよい住宅ができて、快適な住環境の創出につながっていくのだろうと、また省エネルギーの推進が図れるだろうと、また、施工は市内の登録業者でありますので、経済効果を当然満たすだろうということで、条例の趣旨、目的に合った助成事業であるというふうを考えてございます。

○川畑委員

今年度、申請条件を緩和すると先ほどの答弁の中にありましたけれども、申請受付状況は現時点でどのようになっているのかお答えください。

○（建設）松木次長

平成 29 年度の申請状況でございますけれども、先ほどお話ししましたとおり、対象工事につきましても、北海道と相談をいたしまして、窓も個々でもいいよと、それから対象要件も、一度助成を受けた場合でもいいよということで、いろいろ緩和措置を行ったわけでございますが、現在のところなかなか申請件数が伸びませんで、昨年倍ではございますけれども、現在のところ 9 件の応募状況となっております。

○川畑委員

今年度でも、今もう 11 月ですから、これから冬になってくるとほとんどないだろうと下手な推測をするわけですが、9 件で 100 万円未満ですよ。そうすると、当初予算の設定額 510 万円、これに対して 100 万円行かないですよ。これはやはり本来の目的を達していないと、そう言わざるを得ないだろうと思うのです。

それで、住宅リフォーム助成制度は、助成件数が 100 件前後あって、額が 1,600 万円前後あったはずなのです。これは確かにそういう負担になっていたわけですが、事業目的をある程度達成してきたと思うのです。ですから、住宅エコリフォーム助成事業と住宅リフォーム助成制度の目的に共通点があるわけで、先ほど言った環境負荷が少なく快適な住環境の創出の促進を図ると同時に、市内環境の活性化を図っていくのだというこの目的に沿って進めていくことが大事なことだろうと私は思っています。

それで、市の単独リフォーム助成制度も組み入れて二本立てで検討するという事は考えていないのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○（建設）松木次長

過去 3 年間実施しておりましたリフォーム助成事業、委員のお話のとおり非常に好評であったということは十分私どもとしても認識をしております。しかし、市の単独費として多額の財政負担が必要ということでございまして、それで 3 年の時限立法という形でございました。その後継として今回、住宅エコに特化して、国の助成を受け、そして恒久的な助成制度としてスタートしたところでございまして、本市の厳しい財政状況の中で、今、委員から御指摘のあったように、二本立ての単独リフォーム助成事業というのは難しいものというふうに考えてございます。

○川畑委員

私の調べたところでは、以前は、やはり小樽市と同様に 3 カ年なりという期限を切ってやっていたところが圧倒的に多かったのですが、最近、旭川市が住宅改修補助制度を実施しているわけで、二つの柱でもってやっているのです。省エネルギー化の工事、これには工事費の 3 分の 1、そして上限を 10 万円と、そして市の単独予算額で 2,000 万円を計上しています。もう一方の性能維持・向上工事については、工事費の 10 分の 1、そして上限も 10 万円、市の単独予算を 1,500 万円計上しているわけです。

私はなぜこの問題を取り上げるかという、先ほどの目的からいってもやはり必要だなというふうに思っているのです。ですから、永続的というよりも、今の経済状況を見ながら、市内の経済を活性化するためにも、住宅エコリフォーム助成事業の予算額を実情に合わせて減額するなりして、そして単独費も住宅リフォーム助成事業に入れていく。そういうことで計上していくことが検討できないかどうか。そのことを考えているわけです。

ですから、市の単独財源が厳しいということであれば、かつての予算額の例えば半額でも構わないと思うのです。あるいは、市の財政事情に合わせた額を、具体的な金額はここでは言えませんが、そういう額を提示しながら検討していくと、そのことが必要だと思うのですが、その辺についての見解を聞かせてください。

○（建設）松木次長

財政負担を少しでも軽くして実施できないかという御指摘だと思います。

繰り返しになるかもしれませんが、市の財政が非常に厳しい中、単独事業としてそれなりの財政負担が当然出てくるということでございますので、現段階ではなかなか難しいものというふうに考えてございます。今、実施しております住宅エコリフォーム助成事業、これの申請が少しでもふえるように今後とも努力してまいりたいと

いうふうに考えてございます。

○川畑委員

このエコリフォーム助成事業は、この後も3年くらいは続けて、全く目標に行かないと、そういう場合は改めて検討する余地があるのではないかとと思うのですが、いかがですか。

○（建設）松木次長

繰り返しになりますけれども、現段階としては、今の住宅エコリフォーム助成事業が少しでも申請が多くなるように努力していきたいというふうに考えてございます。将来的に、今、委員がおっしゃったように、状況によってどういう形で変化していくのかというのは、そのときの状況によってまた検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○川畑委員

◎水道料金の基本料金の見直しについて

水道料金の基本料金の見直しについて質問したいと思います。

監査委員の企業会計決算審査意見書の中で、2016年度と過去5年間の上水道の収益の収支状況を報告されています。その中で、上水道事業会計については、2016年の損益収支は、純収益28億3,216万円に対して、総費用額が23億4,893万円と、差し引きで4億8,323万円の純利益となっています。そしてまた下水道事業会計では、同じく2016年度は、損益収支では、総収益約38億3,378万円、これに対して総費用が約32億2,158万円と、ですから差し引きで約6億1,220万円の純利益となっています。このように2016年度は収益を上げています。

そしてもう一方、過去5年間の収益状況の推移を見てみますと、確かに毎年順調な収益を上げているわけです。この中で、2014年にマイナスになった上水道が一部ありますけれども、この上水道会計は会計方式の変更によって赤字になったと。ですから実質的には黒字だったのだと、このように聞いております。ですから、このような収支状況について、毎年のように黒字を出している、この状況について水道局としてどのように捉えているのか聞かせてください。

○（水道）総務課長

上水道会計、下水道会計で黒字が続いていることについての考えということでございますが、それぞれの年度の黒字により生じた剰余金につきましては、全額減債積立金に積み立て、これまでの施設整備の財源として借入れた企業債の償還に充てることとしております。

具体的な額を申し上げますと、例えば水道事業会計では、平成28年度決算の純利益、いわゆる黒字額は約4億8,000万円でございますが、29年度に支払いを予定している企業債の償還金は約11億7,000万円であり、充当できる割合は41%、半分にも満たないという状況でございます。損益収支では黒字になっておりますが、現在の人口減少による料金収入の減少、あるいは施設の老朽化、耐震化、そういった対策に要する費用を総合的に考えますと、将来を楽観視できる状況にはないと考えております。

○川畑委員

水道局の事情を言えば切りがないのだと思うのです。ただ、市民の要求は、幾らでも下げてほしいのだと、そういうことが基本的にあります。

実はことしも6月26日から7月末までに水に関するアンケートを実施されているようです。目的は、市民の上下水道に対しての意識や評価と市民のニーズを把握して、今後の事業運営に役立てることを目的に実施したということです。

このアンケートを見たときに、まず上水道では、「安心しておいしく飲める」、これが55%ありました。「必要とする量が使える」、これが11.7%です。合わせると約67%を占めています。そしてまた、小樽の水道水に対する評価は高く、「おいしい」、「どちらかといえばおいしい」を合わせると75%に達しています。また水質につい

ても、「安心している」、これが 48.3%、「どちらかといえば安心している」が 39.9%、合わせると約 9 割を占めています。その中で、「そのまま飲む」の回答も 73.0%ありました。このことは、小樽の水が誇るべきことにあるのだと、そのように私は受けとめています。

しかし、その反面、関心事の中で、料金のことが上水道で 11.3%、下水道でも 11.2%ありました。水道・下水道サービスについて満足している方が 75%ありますけれども、「不満である」との回答の中には、他都市よりも料金が高いという意見も記述されております。上下水道についての情報提供を望む内容としては、水道料金だとか下水道使用料、これが 15.6%と高い比率になっています。

現在の水道料金と下水道使用料についてどのように感じているのか。この問いには、「妥当だ」というのが 37.7%ある反面、「高い」と「やや高い」を合わせた回答が半数近く、46.2%と高くなっているわけです。私はここに注目しています。ですから、水質の評価はもちろんでありますけれども、使用料が「高い」、「やや高い」との回答が 46.2%あることは、市民の率直な意見だというふうに受けとめます。

アンケート集計結果をどのように水道局では見ているのか、お答えいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

ただいま、上下水道ビジョンの策定に向けまして参考にするため行いました水に関するアンケートについての御質問をいただきました。

御指摘いただきましたように、水道料金、下水道使用料について、「高い」、「やや高い」とお答えいただいた方は約 46%ございます。ただ、それとあわせまして、14%の方が無回答という状況にございました。

あわせまして、水道料金、下水道使用料の違う設問で、従前より御指摘をいただいております基本水量について、市民の方がどのようにお考えなのかを質問させていただきました。これにつきましては「妥当」が一番多く、35.8%でありましたものの、次いで多かったのが、「よくわからない」というのが 32.5%ございました。

これらの状況から、料金を高いと感じられている方が多いということと同時に、制度や仕組みを理解されていない方も多いということがうかがえますので、今後は、従前より申し上げております料金体系の見直しを検討するとともに、あわせてさらに広報活動にも力を入れ、我々の水道事業、下水道事業への理解を深めていただくように取り組んでまいりたいと考えております。

○川畑委員

私ども日本共産党は、本市の基本水量は他市に比べても高い水準にあるだろうと。それは今までの質問の中でもそのように答えられているわけですから、10 年計画の切りかえ時期を待つのではなくて、基本水量の見直しに取り組むべきだと主張してきています。

料金体系について検討していると今までの回答の中にありますけれども、検討はどの段階にあるのか、その辺についてわかればお答えください。

○（水道）総務課長

御指摘いただいております料金体系の見直しを行うに当たりましては、今後の必要な投資、あるいは維持管理費用の見込みなど、長期的な収支を見きわめながら検討することが必要となってまいります。

現在、平成 31 年度から 10 年間の計画期間といたします次期上下水道ビジョンの策定作業を行っており、この作業の中で必要な投資額あるいは収支の見通しを検討しておりますので、料金体系のあり方、見直しにつきましても、現在これにあわせて検討を進めているところでございます。

その策定を待たずしてというようなお話もございましたが、料金体系の見直しを行うには、これらを検討した上で、損益収支あるいは資金収支の見通しを踏まえないと踏み切ることができませんので、それを見きわめた上で決めてまいりたいと考えております。

○川畑委員

今までの代表質問や共産党の質問への答弁の中で、料金体系をどうするかについては今後検討していかなければならない、そして、基本料金や基本水量の部分をもどのような形に持っていくか検討が必要と思っており、次回の改定の時期には検討したいと今答弁をいただいているわけです。

この中で私が気になるのは、次回の改定時期というのはいつなのだろうか。市民の立場からすると、早いほうがもちろんいいわけですから、その辺がもし明らかになるのであれば、お示しいただきたい。

○（水道）総務課長

改定の時期がいつになるかというような御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、料金改定、あるいは料金体系の見直しを行うに当たりましては、損益収支、資金収支の見通しを踏まえなければ決められない状況でございます。現在のところ、例えば資金余剰はあったり、損益収支が黒字であったりということで、目先の資金と言えはあれなのですけれども、そこで値下げを行い、見直しを行った結果、資金不足が数年後に起きるといふことになれば、いたずらに改定幅を引き上げてしまうということにもつながりかねないという状況もございます。

そのためには、料金を引き下げを求められる市民の方もいらっしゃいますが、我々とすれば、安定して安全な水を供給していくというような責務もございますので、そこを保ちながら、どのような形で料金を考えているかということも踏まえなければなりませんので、繰り返しになりますが、次期ビジョン、平成 31 年度からの上下水道ビジョンの中では、資金収支あるいは投資の見通しなども踏まえ、その中で例えばどこで資金が不足する、あるいはどこまではもつといったような見通しを踏まえた上で時期を決定したいと思っておりますので、現時点で何年度ということについては申し上げることはできません。

○川畑委員

私はこの水道料については、アンケートに示された市民の声、これをやはり大事にしてほしいということなのです。これを大事にしなければ、市のいろいろな状況だけを言っても、主張しても、市民は納得しないと思うのです。そのことについて検討しながら進めていただきたいというふうに思います。

◎除雪について

それでは、除雪の問題で質問します。

まず一つは、我が党は除雪予算は当初予算で計上すべきだということを主張してきています。市長はこの質問に対して、私自身も同様の考えであるけれども、昨年度から取り組んだ施策を検証し、その結果を当初予算に反映させることができなかつたと、そういう答弁をしているのです。

また、最近 5 カ年の降雪量の平均値で予算を計上すべきだという質問に対して、予算額は 1 億円ぐらい上げればできると、そういうようなことも答弁を受けています。

ですから、今後、当初予算で計上することと、5 年間の降雪量の平均値に基づいた予算計上を実施してほしい、そのことはできないのかどうかを聞きたいと思えます。

○（建設）雪対策第 1 課長

除雪費につきましては、議会答弁の中で市長も答弁しておりますとおり、当初予算から計上することが望ましいということでございますけれども、平成 27 年度、28 年度に始めた施策等の検証等の作業が終わらなかつたため、各年度第 3 回定例会に補正予算を計上して今日に至っているということでございますので、なるべく、30 年度の予算につきましては、第 1 回定例会の当初予算に計上できるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

また、除雪費の内容でございますが、最近の 5 カ年の降雪量に見合う除雪費を計上すべきとの御指摘につきましては、29 年度第 3 回定例会で計上いたしました補正予算でございますけれども、分析した結果、降雪量と除雪費と除雪作業について余り相関がなかつたということも我々で見きわめましたので、それにつきましては、過去 5 年の作業量を分析したもので、それに対応する作業量で除雪費を組んでいきたいというふうに考えております。また、

それ以外の部分については、除雪費の中の委託費に当たる部分はその部分でございますが、主に過去 5 年の平均というものを採用して除雪費を組んでいきたいというふうに考えております。

○川畑委員

要点だけ一つ聞かせてください。平成 28 年度の除雪予算の決算なのですけれども、予算額を 3,380 万円超過したのですね。その反面、私が雪対策課からもらったメモで、市長が指定した除排雪の主要項目では、予定額と執行額に乖離がかなりあるのですよ。予定額が多くて、決算額が少なかったと、資料の中でそれを見つけたのですが、予算を 3,300 万円くらい超過しているのですけれども、この中でアンバランスが起きているのではないかと私は思うのですが、その辺について説明していただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

除雪費の平成 28 年度の予算と決算見込みの関係でございますけれども、除雪費の中の委託料、第 1 ステーションから第 7 ステーションまでの契約額であったり、中央ふ頭等の雪堆積場の委託の契約額でございますが、これにつきましては増額となっております。これにつきましては、雪が多かったことであったり、雪堆積場であれば受け入れる量が多かったこと、除雪に関しては、いろいろと要素はございますけれども、当初予算で計上していたもの、想定していたものよりも排雪量がふえたことなどにより委託料がふえております。

そのほかに、ロードヒーティングに関する電気料金も少し多くなっております。これにつきましては、例年ですと 11 月中旬から下旬にロードヒーティングの電源をオンにするのですけれども、昨年度は 11 月初旬に大雪が降りまして、市内の交通状況が思わしくないような状況になっていましたので、11 月上旬に電源をオンにしたこと、それと、平均的に 11 月から 3 月までの冬期間の平均気温も 27 年度に比べ低かったということもございまして、ロードヒーティングの電力の使用量が多かったことや若干の値上げ等もございまして、ロードヒーティングの電気料金が多かったという形でふえております。

今、委員から御質問がありました施策、27 年度、28 年度以降に新たに始めた施策につきましては、当初想定していた予算の見積もりよりも執行額が少ないということにつきましては、それぞれ個別にお答えいたしますと、第 2 種路線の除雪の出動回数の見直しにつきましては、この見直しに伴って出た回数が少なかったのと、第 2 種路線の出動基準の見直しに伴いまして、排雪量がふえるのではないかとというような形で想定していたのですけれども、排雪は各路線で 1 回しかやっておりませんので、それ以上の回数はふえておりませんので、ここの部分が減っているというふうに考えております。

また、除雪の第 1 種路線がメインのガタガタ路線の解消でございますけれども、これにつきましても、出動回数が当初想定していた設計よりも少なくなっております。

除雪第 3 種路線の強化の試行でございます。通常、圧雪管理をメインしています除雪第 3 種路線において、降雪量 15 センチメートル見合いで出動するというところでございますけれども、これにつきましては、設計段階で 60 路線で各 11 回の出動を見込んでいたのですけれども、11 回以上出動したのが 45 路線、11 回に満たなかったものが 15 路線ございまして、そのような形で思った回数に行っていないところもございまして。

主要交差点の雪山処理でございますけれども、これにつきましては、指定した地点につきまして、排雪の前と後に 2 回、排雪と合わせますと 3 回の雪山処理をするという形で考えておりましたけれども、昨年の雪の状況は、シーズンの前半の 12 月、1 月に雪が多く降って、2 月、3 月というのは雪が少ない状況もございまして、1 回排雪をすると、その後、雪が余り降っていないものですから、指定した主要交差点においては排雪の必要がなかったという形で、回数が少なくなったという形で、想定していた見積額より減となっております。

また、雪堆積場の投雪に係る工事経費でございますけれども、これは旧塩谷中学校に昨年度開設しております。それに伴いまして、旧塩谷中学校が接しております道道、そこの部分のダンプトラックの出入り部分に関して、道道に関する一部敷地で工事をしなければいけないという形で予算を見積もったのですが、道との協議の中で、工事

範囲が思っていたよりもかからないような工事で終わりましたので、この部分は減額となっております。

また、貸出ダンプでございますけれども、これにつきましては、利用回数の減というか、結果として金額が下がったということでございます。

○川畑委員

除排雪について、市長が、先ほど秋元委員がおっしゃったように、きめ細やかな除雪方針を掲げてきたわけですが、市民からの要望、苦情は、最近の 5 年間で比べれば、平成 27 年度、28 年度の 2 年間は 26 年度以前に比べると減少はしているのです、数はね。しかし、降雪だとか積雪量が少ない中で経過してきたこの 2 年間との対比を考えると、28 年度は増大しているのですよ。

これまでの答弁で、市民の要望だとか苦情が増大した要因は、降雪状況だとか平均気温の推移の変化などを挙げているのですが、私は基本的には、除排雪事業が市の主導のもとでやっていて、市民の要望に対応した除雪となっていなかったからだと思うのです。そのことについての見解を聞いて終わりにします。

○（建設）雪対策第 1 課長

今の市民の皆様からいただいた市民の声についてでございますけれども、平成 27 年度に比べ 28 年度につきましては約 1,000 件、市民の声がふえております。これにつきましては、当然、除排雪に関して市民の皆様から御要望や御不満があったということは認識しております。その中で原因は何かというふうに考えますと、昨年度におきましては、いろいろな除排雪に関する施策は進めてきて、それは一歩ずつ進んでいるとは思っておりますが、昨年度におきましては、市内のバス路線におきまして一部の路線でバスの運行に支障を来すような状況を起こしたこと、また、学校など教育現場、学校周辺の道路におきまして、学校関係者の皆様を初めといたしまして危険な状況が見られたなど、そういうような状況ができたことなども含めまして、反省すべきところは反省し、今年度に生かしていきたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

◎介護保険について

それでは、介護保険について質問いたします。

まず、第 6 期の介護保険料基準額は、全道の市では何市中何番目に高いのかお示してください。さらに、隣接している札幌市や石狩市よりも高いのかどうかもお答えください。

○（医療保険）介護保険課長

第 6 期の小樽市の介護保険料基準額は月額 5,800 円ですが、北海道の都市 34 市の中では 3 番目に高く、札幌市の基準額は 5,177 円、石狩市は 5,050 円であり、両市よりも高くなっております。

○酒井（隆裕）委員

高いのですよね。

それで、第 6 期の介護保険料の算定の仕方、それから、これまでの第 1 期から第 6 期までの第 1 号被保険者の介護保険料の推移についてお示してください。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険料の算定方法につきましては、人口及び要介護認定者数及び施設や在宅サービスなどの見込み量を推計、また今後の施策を反映し、サービスの見込み量を確定いたします。その後、介護給付費準備基金等介護サービス以外の費目や介護報酬改定率などの計数を考慮し、保険料が確定することとなります。

小樽市の介護保険料の推移ですが、基準額で第 1 期から順に、3,090 円、4,487 円、4,897 円、4,387 円、5,460 円、5,800 円となっております。

○酒井（隆裕）委員

御説明があったとおりなのですが、第 4 期を除きますと介護保険料の上昇がずっと続いている、そのことが明らかにされたというふうに思います。年金も減って、消費税負担も医療費もふえる。こうした中、介護保険料の負担というのは本当に市民にとって私は限界だと思います。

そこで、あらゆる方法での保険料引き下げの努力が必要だと思いますが、保険料引き下げに向けたどのような検討が行われたのか、伺いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

保険料の引き下げでどのような検討が行われたのかということですが、先ほど答弁させていただきましたとおり、人口や要介護認定者数の推計、介護サービス見込み量などにより保険料を決定いたしますことから、意図的に引き下げを図るということは難しいものです。ただ、給付費適正化など、今後もできる限りのことを行ってまいりたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

現行の制度の中では、介護サービス見込み量が増加すれば、そのまま介護保険料に反映される仕組みというふうになっていると思います。介護保険料のこれ以上の上昇を防ぐためにも、介護保険への公費の拡充、これをこれまでに以上に国に強く求めていくということが当然必要なことだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

国に対しましては、全国市長会等を通じ、介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう国費負担割合を引き上げることなどを要望しております。今後も継続して訴えてまいりたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

強く要望していただきたいと思いますが、第 7 期介護保険料はどのようになるかということは極めて重要なことだと思います。基本的な算出方法については、計画期間の 3 年間における保険給付費等を推計して、第 1 号被保険者負担分に基金からの取り崩したものを加味して保険料収納必要額を算出するというのでよろしいかどうか、伺いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

基本的な考え方はおっしゃるとおりです。

○酒井（隆裕）委員

今回の決算を踏まえてでありますけれども、第 7 期介護保険料は上昇見込みなのかどうか、伺いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

現在、サービス見込み量の確定作業中でありまして、11 月下旬に行われます計画策定委員会での保険料中間報告に向けて準備中ではありますが、後期高齢者や介護利用者の増加と、それに伴う給付費の増加が見込まれることから、あくまで見込みとしてですが、第 6 期より下がることはないのではないかと考えております。

○酒井（隆裕）委員

詳しい中身については第 4 回定例会で示されると思いますが、基金なのですね。決算年度末現在高でも 4 億 1,423 万円となっているということで、保険料のこれ以上の上昇を防ぐためにも、こうした基金を活用することは私は当然だと思っておりますけれども、お考えをまず伺いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

第 7 期につきましても、できる限り正確にサービス料を見込み、適切な保険料の設定をしておりますが、準備基金につきましても、第 7 期の 3 年間という期間の中で、その活用についても慎重に検討してまいります。

○酒井（隆裕）委員

この金額というのも、決算年度から現在に至ってふえているのですね。ですから、こういったものをしっかり活用していただきたいと思います。

日本共産党は、介護給付費準備基金を取り崩すとともに、応能負担の強化、引き上げ抑制、低所得者負担のさらなる軽減による負担軽減、また一般財源の繰り入れ、こうしたことを求めてまいりました。このような負担軽減に対する本市としてのお考えを伺いたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

負担軽減につきまして、国の標準所得段階が 9 段階であるところ、小樽市では、課税世帯部分の所得段階を 1 段階ふやして 10 段階としております。より細かな応能負担としております。

また、低所得者負担のさらなる負担軽減につきましては、対象者が多く、財政的な負担が重くなると考えられることから、市独自での軽減については現在考慮しておりません。

一般財源の繰り入れにつきましては、平成 13 年 9 月の全国介護保険担当課長会議において、厚生労働省より、介護保険制度は介護を国民みんなで支え合おうとするものであり、保険料を支払った者に対して必要な給付を行うものであることから適当ではないと考えているとされておりますことから、それにのっとり執行してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

多段階でやっているといっても、小樽市は一番多段階の中で低いのですよね。帯広市のようにもっと多段階でやっているところもあります。こうした検討もぜひ行うべきだと思います。

先ほど、厚生労働省の話を出されましたけれども、少なくとも独自減免の原則と言われているものについては、禁止を指導するとしながらも強制力はないというふう聞いております。少なくとも算定方法の見直しも含めた改善策の検討について、しっかりと国に要望していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

独自減免におきましては、厚生労働省より、制度の趣旨に即した保険料徴収の徹底についてということで、保険料の全額免除、資産状況を把握せず収入にのみ着目した一律の減免、保険料減免に対する一般財源の繰り入れは適当ではないとされておりますことから、それにのっとり事務を執行してまいりたいと考えております。

なお、算定方法の見直し等によるさらなる独自減免につきましては、市や被保険者の負担増となりますことから、現在特に考えておりません。

○酒井（隆裕）委員

非常に冷たいなと思うのです。やっているところもきちんとあるのですね。こうしたことを言われながらも減免しているというところもあるのです。ぜひそうした温かい目に立っていただきたいなというふうに思います。

次に、介護保険料は無年金の人からも徴収すると。特に年金が月 1 万 5,000 円あれば、強制的に年金から天引きされるという制度であります。だからこそ低所得者に対する減免制度が重要だと思います。そこで、区分ごとに低所得者に対する減免制度を受けている人数をお示してください。

○（医療保険）介護保険課長

平成 28 年度中に独自減免の決定を受けた方は、所得段階別に、第 2 段階の方が 105 名、第 3 段階が 31 名、第 4 段階が 4 名、第 6 段階が 8 名の計 148 名となっております。

○酒井（隆裕）委員

人数としては、全体の 4 万 5,975 人に対して 148 人ですから、少ないのですね。やはり、これをしっかり周知していくということが重要だなと思うのです。まず、この周知方法はどのようになっているかというのが一つ。

それから、もっと減免制度を利用しやすくすることが必要だというふうに思います。例えば預貯金の合計額とい

うことも出されていますけれども、こうした要件を緩和する、こうしたことも必要ではないかと思いますが、お考えを示していただきたいというのがもう一つ。

それから、こうした低所得者に対する減免制度のほかに、災害など財産に著しい損害を受けた場合、特別な事情による減免制度というのがありますけれども、それを受けた人数はどのようになっているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

制度の周知方法につきましては、広報おたる及びホームページへの掲載、また、町会及び町会未加入団体合わせて約 170 団体へ介護保険料減免のお知らせを配布し、市内全域への周知を行っております。

独自減免の要件といたしましては、世帯の総収入が生活保護基準の 1.2 倍以下であること、預貯金の合計額が単身世帯 150 万円、その他の世帯は世帯合計で 300 万円以下であること、原則として居住用以外の不動産を所有していないこと等の条件がございますが、一定程度の資力がある方には応分の負担を求めてまいりたいと考えており、多くの被保険者からの理解も得られますように、当面、現在の条件にて運用してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

独自減免以外の法定減免、先ほどおっしゃられた災害等の区分なのですが、火災に遭われた方 2 名が平成 28 年度減免決定されております。

○酒井（隆裕）委員

やはり市民にとって重要なのは、お金の心配なく介護サービスがしっかり受けられること、それから必要に応じて受けられる介護サービスが確実に提供されることだというふうに思います。これから第 7 期の介護保険料が決定されるということになりますけれども、それに向けてあらゆる対応を行って、保険料を上昇させないという努力をしっかりととっていただきたいということを要望したいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 45 分
再開 午後 3 時 03 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎総連合町会について

まず、総連合町会に関連する質問からさせていただきます。

決算説明書に挙がっておりました総連合町会の補助金の部分なのですが、この内訳について御説明をいただけますか。

○（生活環境）小山主幹

平成 28 年度の決算の数字ですけれども、この補助金は大きく三つに分かれております。一つ目は、単位町会の補助金として、世帯割ということで、1 世帯 200 円掛ける世帯数、27 年 7 月末現在の世帯数ですが、4 万 8,767 世帯、975 万 3,400 円となっております。このほか、町会の世帯数によりまして組織割というものがございます。これが

合計で 89 万 7,000 円、それと総連合町会の運営費補助金ということで 80 万円、青少年育成活動補助金ということで、地域の青少年のために使っていただきたいということで、補助金を 78 万 7,435 円ということで、合計 1,223 万 7,835 円を支出しております。

○中村（吉宏）委員

町会ごとに助成が行われていてという流れなのですけれども、ここで伺いたいのが、総連合町会の運営費ということで、補助金 80 万円という金額があるのですが、この金額については、どういう使途といたしますか、使い道なのかをお答えいただけますでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

総連合町会の運営費は、総連合町会の職員 2 名のほか、消耗品費等の管理経費が入っております。その一部を 80 万円、主に運営費は人件費がほとんどなのですけれども、その一部として使っていただいています。

○中村（吉宏）委員

今、職員の方が 2 名いて、さらに消耗品等の費用に充てていくと。いろいろな活動を、ここの総連合町会の事務局でしょうか、されていると思うのですけれども、主にどういった活動、仕事をされているのかというところをお答えいただけますか。

○（生活環境）小山主幹

主な事業として二、三挙げさせていただきます。まず、総連合町会の予算管理、予算執行の関係です。それと北海道町内会連合会というのがあるのですけれども、そこの連携、各種会議の参加、それと市その他関係機関との連携、それと、町会の関係でコミュニティという広報紙があるのですが、こちらの作成、そして、総連合町会の組織の中での会議等の設定等がございます。

○中村（吉宏）委員

いろいろな活動をされているということなのですけれども、勤務をされる方たちの時間とかそういったところを見合うと、市からは 80 万円の補助金という形で運営されているということなのですが、そのほかにこの方たちの人件費の部分ですとか、そういったところに当たるものというのはどのようになっているのか、お示いただけますか。

○（生活環境）小山主幹

社会福祉協議会から平成 28 年度に 69 万円、北海道町内会連合会から 16 万円をもらっております。それと、各町会等からの会費も合わせて運営経費として使っております。

○中村（吉宏）委員

それで賄われているということなのですけれども、今伺いしただけでも、いろいろな関係機関との調整や会議、それから各町会との関連でいけば、いろいろなイベント、事業なんかを行う際に、その活動をされるサポートをされたりとか、連絡調整されたりとか、議会でも、市民と語る会というようなイベントを行う際には、この連合町会、該当する町会の方たちに連絡をお願いしたりというようなことになっていると思うのですよね。

現状 2 名の方でいろいろなお仕事を回されていると思うのですけれども、平成 28 年度実際に運営されてきた中で、この事業費等々全部含めて、運営については、何か要望ですとか、あるいは困ったことや相談ですとか、そういったものというのとは上がっていないのでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

今言いました 80 万円の件なのですけれども、一部ですが、過去に運営費が 110 万円という時期がございました。その後、100 万円、90 万円、現在の 80 万円というふうになっておりますので、総連合町会としては、人件費の単価が上がってまいります。社会保険などのお金とかもありますので、できればもとに戻していただきたい、上げていただきたいという要望は出ております。

○中村（吉宏）委員

そういった御要望もあるのかなど。これについては、きょうは決算のお話なので、問題点として私も認識はさせていただいて、これをどうということは今この場では控えたいのですけれども、いろいろな市民の皆さんが活動される場という中で、地域のコミュニティーを担っていくこの町会という機能、やはり今、人口が減少していく中で、こういうコミュニティーを何とか維持をしていくというところに腐心されているところもおありだと思いますし、町会の中では、非常に活発に活動をされている町会もあると思います。有価物の回収ですとか、雪あかりの路を地域で盛り上げようですとか、そういったイベントを含めて日々の活動をされている団体もいらっしゃる中で、こういう活動を支えていく上でも、連合町会、会の機能自体、またはそれを運営していく事務局の機能というのは、非常に重要なのかなどということも私も考えているわけですし、その活動に当たって、先ほど御答弁の中では、総連合町会の運営費として、各町会から会費というようなこともお話に上ってございましたけれども、現在、総連合町会に加入されていない町会と申しますか、自治コミュニティーの団体というのがあるかと思うのですが、平成 28 年度の時点で、そういう団体というのは幾つぐらいあるのかというのはお示しいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

市で押さえているのは 15 団体ぐらいです。

○中村（吉宏）委員

15 団体ほどということでしたが、こういった団体も加入をされることで、ほかの地域との連携なんかもできていくのかなどと思うのですけれども、まだ未加入と申しますか、加入されていない団体へ加入を促したりですとか、そういった活動というのはここまでされてきたのかどうか、お示しいただけますか。

○（生活環境）小山主幹

今の未加入の部分というのは、新規で入るといふ取り組みはなかなか難しいのですけれども、新築でマンションが建ったり、宅地造成などで新しく建物が建つという場合に、不動産の会社から、町会はどちらですかというような形で照会が来ることがございます。そういった場合には、こちらからも積極的に、その管理会社を通して町会に還元するような形で、市に問い合わせがくればこちらから、総連合町会に問い合わせがあれば、そのような形、また各町会も、そういった新しくアパートができたときには、加入していただきたいということで回っているというところで、大きな形ではできませんけれども、少しずつそういう形でやることをやっております。

また、市でもことし 8 月にホームページをつくりまして、そこで町会加入につきましてのお知らせを、市外から入る方々にもお知らせができるような形、転入・転居される方にも町会に加入していただきたいということで、PR のパンフレットをお配りするような形で、今既存の方々に未加入の方の部分も力を入れてやっていっているところでございます。

○中村（吉宏）委員

いろいろ取り組みをされていらっしゃるということをお伺いしました。

マンションにお住まいの方、あるいは集合住宅の地域の方ですとか、自治会があったり、管理組合があったり、二重、三重というところもあるのかなどは、そういう認識もあるのですけれども、その建物だけというよりも地域との連携という部分で、いろいろとお住まいの方たちにも心強い状況が生まれてくると申しますし、もっとそういうところを今後においてアピールいただければいいのかなというふうに思います。

この件の質問は以上なのですが、今後においての部分でいくと、今のようにやはり地域コミュニティーの重要性、これは東日本大震災のときも、三陸方面の町村の方たちも、大きな津波が来たときにやはり地域コミュニティーがしっかりしているところは避難もしやすかったというような情報も入っていたと思います。いざというときに、知らない隣人同士が何か共同をといっても難しい部分があると思いますし、まして今、小・中学校の学校再編が本市

でも進んでいる状況の中で、学校を含めた地域コミュニティーの維持というのが難しいような状況にもある中で、何とか大人が声を上げ主体となって地域コミュニティーをいろいろとつくり上げていくということ、それから、地域包括ケアシステムに向けてもこういった単位が非常に重要になってくると思うので、そういった意味でも、総連合町会にも頑張ってもらいたいと思いますし、そういう支援もお願いできればと思いますし、引き続き市としての御支援もお願いしたいなというところであります。

要望については、また第 4 回定例会以降でさせていただきたいと思います。

◎除排雪について

質問を変えまして、除排雪の関連の質問をさせていただきますが、先ほど秋元委員が、緑のいわゆるはしご状の道路に関する除排雪の部分の質問をされていたところで、私も議論経過を伺いながら、おやっと思ったところがありますので、お伺いをしたいと思います。まず 1 点、今回、緑のはしご状道路の除排雪について、夜間から平成 28 年度は日中に切りかえたと。日中に切りかえた中で、ダンプの手配が難しかったというお話があったかと思うのですけれども、このダンプの手配が難しかったというのはどういうことなのか、御説明をいただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度の排雪作業におきまして、夜間作業というのは特に 10 トンダンプで行う場合が多いのですが、10 トンダンプを確保するのが難しかったというようなことがございました。それに伴いまして、排雪作業が全般的におくれぎみであったというようなことがございました。

○中村（吉宏）委員

それは、地域の除排雪を担っているステーションの業者がそのように言っていたということなのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

ステーションの担当との打ち合わせの中でも、この期間は借りられるけれども、この期間を過ぎて作業がなければ離れますと、次に同じ業者を継続して確保するのが難しいであったり、追加で新規で作業を行うときに作業用にダンプを用意するのが難しいというようなお話は受けております。

○中村（吉宏）委員

先ほどの議論の中でいきますと、各ステーション、まして、平成 27 年度からでしたか、第 7 ステーションができて、各ステーションで重機とかそういった機械類の能力的には変わらないのだと、そういう答弁があったかと思うのですけれども、そういう除排雪の能力が変わらないのであれば、突然ここで手配がつかないなどという話にならないのではないかと思いますので、この点を踏まえてどうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 27 年から 7 ステーション体制になっております。この中で重機というのは、我々の 27 年、28 年の検証においても、重機についてはふえているという形で検証を受けております。それにつきましては、業者が持ち寄るタイヤドーザーであったり、グレーダーであったり、ロータリー車は市で貸与しているのですけれども、積み込んだりかき分けたりする、そういうような業者が持ち込む機械につきましては、第 7 ステーションをふやしたことによって、旧第 2・第 3 ステーションから第 7 ステーションをふやしたのですが、その区域全体を単純に比較するとふえているというような形で我々は分析しております。

ただ、業者が持ち寄らない部分、業者がさらに委託で契約してくる排雪ダンプにつきましては、高齢化等や人手不足などの影響があり、また近隣であります札幌市などでも排雪用でちょうどダンプを使う時期というのがございまして、その辺とのとり合いというような形ではないのですけれども、そのようなことも影響しまして、ダンプの不足というような状況がここ二、三年起きてきているというようなことが事実でございます。

○中村（吉宏）委員

業者が札幌方面の除排雪の業務を請け負っていらっしゃったというお話は私も聞いていました。ただ、今まで、

ダンプが足りないから排雪の作業ができないのだというようなことは、恐らく議会答弁の中でもほぼ出てきていないと思うのですよ。私もずっと平成 28 年の議論、それから、それが終わった後の 29 年第 2 回定例会とかの議論も踏まえた上で、ダンプの数が足りない、絶対数が足りないというほどではなかったと思うのですよ。

昨年の傾向でいきますと、年内の早い段階から降雪が始まり、年末年始にかけて大雪が降ったと。これについて、市からの排雪の依頼ですとか協議を行うタイミングというのが遅くなったと。業者とすれば、早く協議等を行ってほしいという、そういう機会があったにもかかわらず、市が対応できなかったがゆえに、業者とすれば、民間企業ですから、機材や人材を遊ばせておくわけにはいかないの、ほかの地域の除排雪を請け負ったという経緯があったのだというふうに認識しておりますけれども、この点どうですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年の排雪全般におけるということでございますと、12 月に大雪、多い降雪量があって、それで 1 月の初旬、年明けでございますけれども、バス路線に支障を来すような状況を来したということにつきましては、市のパトロールであったり、市と業者の協議等などで、その必要性という目線がバス事業者と合わなかったという形で、そういうような形で排雪がおくれたということは事実でございます。

また、そのほかにも、雪が多かった。そのあたりは先ほどの秋元委員への答弁でも申したのですけれども、同じ路線であっても、雪が積もっている量というのは、気温等が低かったものですから多いというような傾向もございまして、作業全体がおくれたこともございます。そのほかにもダンプの手配が困難だったということもあるということでございます。

特に俗に言う緑のはしごの排雪に関しましては、協議で排雪する日にちというのが決まっておりましたので、そこからなかなか入ってくるのに少し時間を要したということにつきましては、機材の手配であったり、先ほど言いました全体的な排雪作業のおくれということもございましたけれども、昼であれば機材が整うのではないということから昼間にしたという形で先ほど答弁したものでございます。

○中村（吉宏）委員

昼だったら機材が整うのではないかとということで昼に切りかえたというお話でしたが、違いますよね、議会議論中で答弁されていたことは。違いますか。

一つには、夜中に入ることによって住民の方たちの睡眠等の障害になるのではないかと。先ほどはそういった苦情はなかったということでしたけれども、そもそも業者も突然言われたというようなことも言っているわけなのです。市がある意味恣意的に変更したのではないですかということについて、後づけでいろいろ理由が出てきたと思うのですが、最初からそういう御答弁でしたか。確認なのですが。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどの秋元委員への答弁の中でも、特に夜間にやっていた、これまでやっていたことについて、主に沿線の市民の皆様から要望であったり苦情などを受けて変えたものでないということは答弁しております。その上で、市民の皆様のお安眠を妨げないというようなことであったり、夜間でなく昼間であれば機材の手配がつくためにというようなことを考えて、昼の作業を試行したという形での議会答弁はしております。

○中村（吉宏）委員

ちなみに、この昼間への変更というのを、私も業者からこの件もいろいろ聞き取ってはいるのですけれども、決して、ダンプトラックが不足しているから、どうしても昼間やらなければ追いつかないのだという話は聞いていないのですよね。聞いていないのですよ。

ちなみに、ダンプトラックがそろわない、平成 28 年度に緑のはしご道路を排雪するそのタイミングでダンプトラックが夜そろわないというのは、ステーションを担当された業者が言っていたということなのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

協議が調ってからここに入る期間が、協議が調ってから実施されないままほかのところを回っている。それは先ほども答弁で申しましたけれども、除雪作業自体が全体的におくれが来ているというような形でございます。それにに基づきまして、昼間の作業ではできるというような形のことを、ダンプトラックが整う、機材が整うというような形のことはステーションとも話しておりますし、また、別の業者等からも、夜間の作業はなかなかダンプトラックの手配が難しいということも含めまして、総合的に判断しております。

○中村（吉宏）委員

ステーションを担当している企業からそういうお話があったのかというのが今質問だったのですよ。それについてはどうなのかということと、別な業者から夜間にダンプトラックがそろわないというお話があったということですが、別な業者というのは、そのステーションの担当の業者ではない業者なのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

別の業者というのは、緑のはしごは第 6 ステーションが担当していますけれども、ステーション全体での話でダンプトラックの手配は困難だというような形を聞いておりますので、それが別の業者というような形で話をしました。それと、ダンプトラックがそろわない、なかなか夜間に手配は困難だというのは、当然第 6 ステーションとの話の中でも、今やっているところを、協議が調ったので、そこをなるべく早くやってもらえないかというような話の中で、そこを回すダンプトラック等の機材がなかなかそろえるのが困難だというようなお話をステーションからも聞いております。

○中村（吉宏）委員

今の説明だとよくわからないのです。もう一回聞きます。そのステーションを担当している業者がありますよね、共同企業体。共同企業体の企業から、ダンプトラックの車両が足りない、不足だという話を聞いたのですかということをおっしゃっているのです。それについて、課長は先ほど、ほかの業者からお話を聞いたというようなことがありましたけれども、何かごちゃごちゃになってしまうのか、よくわからないのですが、まずしっかりと答えていただきたいのが、第 6 ステーションの共同企業体の企業からダンプトラックの不足があった、緑のはしごのところですよ、第 6 ステーションのダンプトラックの数が足りないという話を聞いたのかどうか。そして、何か違う業者から聞かれたというのであれば、その業者が第 6 ステーションの業者なのか、また違う、ただダンプトラックの配車を依頼された企業なのか、違う会社なのか、それを答えていただけますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

答弁が簡潔でなくて申しわけございませんでした。

第 6 ステーションとの協議の中で、緑のはしご用のダンプトラックというわけではございません。全体的な話としまして、夜の作業がおくれていたということが事実ありまして、その中でダンプトラックの確保が困難であるということも聞いております。別の業者というようなことを表現いたしましたのは、第 6 ステーション以外の業者とも、緑のはしごということではなく、全体的な排雪作業というような話の中で、ダンプトラックが今困難な状況であるというような話、そういうような情報を得ておりましたので、そのことを申し添えたものでございます。

○中村（吉宏）委員

だから、ほかの場所のお話を今していないのですよ。緑のはしごのところの排雪に関するお話をしている中で、その業者は、担当の共同企業体に含まれている業者が、ダンプトラックが足りないから、一定の協議を定めた期間の中で、夜の時間帯に作業工程どおり作業ができないのだということをおっしゃったということなのですね。

○（建設）雪対策第 1 課長

協議の中で、当然、緑のはしごも入っているのですが、それ以外にも、排雪協議が調って排雪するということになっていたのですけれども、全体的に排雪作業がおくれていたということがございまして、その中でダンプト

ラックを含めた機材を用意するのが困難なことも理由だということもございましたので、今回につきましては昼で試行したということでございます。

○中村（吉宏）委員

だから、何度も言いますけれども、第 6 ステーションの担当業者からそういう話があったということでもいいのですね。

○（建設）雪対策第 1 課長

ダンプトラックの確保が困難である、ダンプトラックを用意するのが難しいということは、全体の排雪協議の中で、第 6 ステーションの業者の方とも話をしております。

○中村（吉宏）委員

今、該当する箇所、緑のはしごの道路の地域に関して、夜間の排雪から日中の排雪に変更したことについての質問をしているわけなのです。全体の状況でダンプトラックが足りない傾向にあるというお話ですが、その時期、その箇所を排雪するに当たって、現実にはダンプトラックが回せませんという話が第 6 ステーションの J V の企業から上がったのですかというお話をしているのです。もう一回答えてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

この件につきましては、繰り返しの答弁になって申しわけないのですが、緑のはしごも含めて第 6 ステーション、ほかのステーションもあるので、排雪というのが協議が調っていたのが、なかなか、先ほど述べましたように、雪が多かったりダンプトラックの手配が大変だったりしておきているということがございました。それで、ほかのところをまずやっています。緑のはしごはすぐには入れませんというような形なものですから、ほかのところをやりながらそこに行くために、ダンプトラックなどの機械手配が難しいということが理由の一つでございます。そのために、昼間であればダンプトラックの手配が可能ではないかと考え、試行したものでございます。

（「企業が言っていたのですね」と呼ぶ者あり）

これにつきましては、緑のはしごでというようなことではありません。そのときやっていた排雪作業全体で機材が足りないから、ほかのところは行っていきますけれども、緑のはしごには行けませんということでございますので、緑のはしごに行くためにというようなことではなく、排雪作業というのは、排雪協議が調ったその時点で排雪する箇所はまだ複数ございました。そちらにしか行けないという、緑のはしごをやるだけの機材が整っていない、トラックを確保するのが難しいという話、機材を含めて難しいという話は、第 6 ステーションと話をしております。

○中村（吉宏）委員

第 6 ステーションと話をしているということなのですね。それだけ言っていただければいいのですよ。その上で、企業が難しかったと、配車を含めて。配車ができないから、要するに積み込みができないわけでしょう、ということなのですね。もう一回確認ですけれども、いいですね、それで。

○（建設）雪対策第 1 課長

配車も含めまして、当然そこでの作業が期間があいてしまったという形で、それについては、トラック、機材の用意が難しいということでございます。

○中村（吉宏）委員

何だかよくわからないですけれども、では、そのはしごの箇所は、市内全域の除排雪がおくれていた、それで当初予定していた期間に入れなかったということですが、そのはしごの排雪を行う協議が調って、協議どおりであれば本来入るべき時期がいつだったのか、そして、その入るべき時期に影響していた作業はどの部分でいつだったのか、示してください。

○（建設）雪対策第 1 課長

手元に実施日等の詳細なデータは用意してございませんので、わかる範囲でお答えさせていただきたいのですけ

れども、緑のはしご全てではございませんが、はしごの中には、正法寺通線、初音橋線、桧通線、若草通線、そのような通りがあるのですが、全ての資料は持っていないのですが、2月3日に協議が行われているのですけれども、作業が行われたのは、全てとは言いませんが、遅いほうですと2月13日とか、2月中旬を過ぎていたと思いますので、協議が調ってから作業をするまでの時間がおくれていたという形で答弁させていただいてございます。

○中村（吉宏）委員

質問の半分しか答えてもらえませんでした。2月3日に協議が調ったと。その上で、10本ぐらい通りがあると思うのですが、その中で、協議簿上一番早く作業にかかる予定だった通りの日にちと、それから、それが日にちどおり、いわゆる作業を行うべき日にちに実施できなかった影響のある作業をやっていた箇所と日にちを示してもらえますか。

○（建設）雪対策第1課長

申しわけございません。緑のはしご全てではないですけれども、2月3日に緑のはしごの協議は行って、実施日は、今、手元にないのですが、協議簿上で早いものであれば、2月6日とか7日というような形の協議になっております。それは作業予定です。やったかどうかというのは押さえておりません。申しわけございません。それから推測しますと、ちょうど住吉線などもその時期、2月7日や8日であれば、住吉線とか、あとは住吉線からメルヘン交差点のほうにおりてくる山の上線とか、その辺がその前後に作業をやっていたというふうに認識しております。

○中村（吉宏）委員

そうですね。住吉線は2月9日に例の問題、市長が現場に行ったという問題が発生している時期あたりなのですよ。このあたりの時期で、本来入るべきものが入れなかった。これは、周辺の作業を進めていく上で、協議を行ってその作業の日程を決定していく過程で、何か問題点だったり無理はなかったのですか。

○（建設）雪対策第1課長

住吉線の話がございましたが、協議につきましては、業者との打ち合わせのもと、協議に上ってきてから、その協議に対して市側の判断をするという形で進めておりますので、特に問題はないと考えておりますけれども、住吉線に関しましては、協議したこと自体を伝える、伝達する時点で私のミスがございました。その点につきましては大変申しわけなかったと思っております。

（「そんなこと聞いてない」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

再三ミス云々というお話は、先ほどの秋元委員への答弁でもおっしゃっていたのはわかりますけれども、それは違うのですよ。今そういうことを聞いていないのです。こういった住吉線、山の上線というところが今、名前が挙がりましたが、このあたりの作業を、2路線の排雪を行うと。住吉線に関しては勘違いだったから除くとしても、実際業者は作業に入っていたわけですね。こういったことを含めて、ミスがあったところは除いたとしても、ほかの箇所との排雪の兼ね合いの中で、このはしご通りを行う日程の設定というものについては無理がなかったのですかということ伺っているのです、もう一回答弁ください。

○（建設）雪対策第1課長

排雪協議で排雪をするということになりますと、一つの箇所だけではなく、ステーションでございまして、幾つかの班があって排雪作業を行いますけれども、特にここについては、日程等で難しいような日程を設定したというようなことはないというふうに考えております。これは協議で決めておりますので。

ただ、結果として、一つの路線における雪の量が多かったものですから、排雪はおくれがみであったということも事実でございますし、また、排雪する作業の期間がもしあくような事態があれば、当然、ただでも難しいダンプトラックの手配が難しかったというようなことも、これはシーズン全体を通しての話でしか答弁できないのですけ

れども、そのような状況でございました。

○中村（吉宏）委員

もう一回同じ質問になると思うのですが、では、第 6 ステーションからほかの箇所をやっている、先ほどの答弁だと協議上は特に問題なく日程の設定をしていったということですね。JV の業者を含めた協議で設定したと。そういう設定をしている中で、多少の、天候とか状況によつての 1 日とかのおくれの前後はあるでしょうが、本来、はしごに入っていくに当たっては、ダンプトラックの手配がつかないからもう少し後ずらしをしてほしいとか、業者からそういう要望が大抵だったら上がるはずだと思うのですよ。

それが、日程を設定していく段階で、これをやりますよと。そこの緑のはしごは、通常、夜中かけて行っていく作業だというのは業者も認識しているわけです。これについて、もし今の答弁であれば、何も問題なかったのであれば、特にダンプトラックの不足が問題だということで業者たちは認識していないと思うのですが、この点いかがですか。あくまでもダンプトラックの不足が問題だと言い張りますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

緑のはしごの排雪のことを今おっしゃられているのですが、そのはしごの排雪というのは、そのステーションが請け負った排雪、その時点で協議が調った排雪箇所全体の中の一部でございます。ほかの作業をやっている、そこには振り回されないというような形、それが先ほども言いましたが、1 路線当たりの雪の量が多かったり、ダンプトラックの手配が困難だったりとか、そういうようなことを含めまして作業全体がおくれておりました。

その中で、そここのところ、協議が調ってから日があくものですから、そこについては、市内のそのような路線というのは雪が多かったということは事実でございますので、第 6 ステーション以外でもそういうような状況が起こっておりますけれども、緑のはしごについて、それであれば手配がつきそうな昼間に 1 回切りかえて試行してみようという形でやったものでございます。

○中村（吉宏）委員

だから、そうだったら、業者から、夜間ではなくて昼間やりたいとか、そういう要望が上がってきたわけですね。あるいは、夜間だと日程どおりできないと。担当している第 6 ステーションの JV の業者からそういう声があって、再協議といいますか、そういうものを踏まえて変更したということではないのですか、昼間に。

○（建設）雪対策第 1 課長

夜から昼に変えるということにつきましては、その前段での排雪作業の全体的なおくれということにつきまして、そのおくれたままやっていくというような形で業者は考えていたと思いますので、特に昼間に変えたいというような形の協議が業者側からあったということにはございません。市から昼間でというようなことを話しております。

○中村（吉宏）委員

まず、先ほどの答弁だと全市的に作業がおくれていたということですよ。全市的に作業がおくれていたのであれば、緑のはしごと同じように、ふだん夜間にやっているけれども昼間に切りかえてやった排雪箇所というのはあるのですか。あるとすれば何カ所ぐらい、どういう路線だったのかを示してください。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 27 年度に夜の作業をやっている、28 年度に昼の作業に切りかわっているという路線は、この緑のはしご以外にも何路線かはございますが、今手元に資料がございませんので、それについてお答えすることができません。申しわけございません。

○中村（吉宏）委員

これは重要な質問なのですよ。重要な質問なのですよ。ほかにも何路線かあったということですよ、平成 27 年度は夜間にやっていた、28 年度は昼間に切りかえた。何路線かでもお答えいただけませんか。どなたか情報を持っていないのかしら。

○（建設）雪対策第 1 課長

申しわけございません。手元に資料がございません。

○中村（吉宏）委員

ほかのところはやっていないのではないですか、同じ変更を。どうですか。もし、該当箇所があるというのであれば、調べてお答えいただけますか。

○委員長

資料は、戻ればありますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

平成 27 年度と 28 年度で昼と夜が逆転した路線というのは、別の議員へ議員メモで提出した経過がございますので、手元にはございませんけれども、資料は戻ればございます。

○委員長

それは時間かかりませんか。すぐ出ますか。

（「あの、すぐ出ると思います。」と呼ぶ者あり）

それでは若干時間をとりますので、戻って用意していただけますか。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 47 分

再開 午後 3 時 56 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどの平成 27 年度に夜の排雪作業を行っていて、28 年度は昼の排雪作業を行っていた路線でございますが、資料を用意するのに時間がかかったことは申しわけございません。それにつきましては、一つ目が元会議所線、27 年度夜で 28 年度昼でございます。二つ目が長橋市営住宅西通線を行っております。あと住初線、それと榊 1 小路線を行っております。

○中村（吉宏）委員

何カ所かあるということですが、ダンプトラックの手配がつかないということで切りかえたということですが、夜間の 10 トントラックから 4 トントラック、昼間だったら 4 トントラックを使うというお話もありました。いろいろ我々も調べなければならぬところもありますけれども、最後に伺いますが、そもそも当初から昼間の実施をこの区間は想定していたのでしょうか。それとも、通常どおり夜間の排雪を当初想定していて途中から昼間に切りかえたのでしょうかというのが一つ。昼間の実施で早くなったのか、お示してください。

○（建設）雪対策第 1 課長

当初でございますけれども、当初というのは協議を最初に結んだ時点になるかと思われませんが、その時点では夜の作業を想定しておりました。

また、それで昼にしたのですけれども、昼間にしたことによって、夜間作業、先ほどからの答弁になりますが、緑のはしご以外の路線をまずやっていたものですから、緑のはしごに行き着くのが、そのまま夜でやった場合と昼に切りかえた場合では昼のほうが早くなっているとは思っておりますけれども、実際に夜の作業をそのままやっていた場合のシミュレーションができておりませんので、そのことについては思うという形でしか答えられないのですが、昼のほうが早かったと思われま

○中村（吉宏）委員

答弁の正確性というのが全く担保できていないというのがまず一つ。
それと、昼間に切りかえるというのは誰が判断したのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

昼、夜の判断につきましては、除雪対策本部の会議の中で決めました。

○中村（吉宏）委員

誰がその案を出して、会議の経緯の中で、誰が案を出して判断してやったのか、お答えください。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度も、このことではないですけれども、除雪対策本部の中での会議について会議録等をつけていないもので
すから、その記憶も含めてお示しすることはできません。申しわけございません。

○中村（吉宏）委員

誰が発案したのかとか、昼間に切りかえましようと言った人ぐらい覚えていませんか。答弁ください。

○（建設）雪対策第 1 課長

繰り返しになりますけれども、申しわけございませんが、記録も残っておりませんし、記憶もございません。申
しわけございません。

（「そんな話ないだろう」と呼ぶ者あり）

○中村（吉宏）委員

その会議の中には、雪対策本部長、そして市長は入っていたか、それぞれお答えください。

○（建設）雪対策第 1 課長

誰がというのは、今これも記録が、記憶がないものですからわかりませんが、当然、除雪対策本部長、そ
れと市長はほとんど全ての会議に同席していただいておりますので、これも思われるになるのですが、入っていた
と思われまます。

○中村（吉宏）委員

思われるだから、こういう質問をしますけれども、では、市長が昼間に変えましようと言った可能性もあるわけ
ですね。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどの答弁になるのですが、記録も記憶もないものですから、誰が話したということも言えませんが、
出た人間の誰が話していないということも当然言えませんが、

○中村（吉宏）委員

10 トントラックから 4 トントラック、夜間ですと 10 トントラックで排雪と、昼間だと 10 トントラックが難しい
ところもあるので 4 トン車を使ってということですが、その際に、ダンプトラックを運行する会社で、昼と
夜で変更はありますか。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどお話しさせていただきました昼と夜の箇所でございますけれども、緑のはしごに限っては昼でも 10 トンの
ダンプトラックを使いました。それが、先ほど秋元委員のときにも答えました我々の反省点で、夜やっていた機材
をそのまま昼に持ってきたものですから、交通等で昼間に支障を与えたという形でございます。緑のはしごにつ
きましては、夜 10 トン、変えた昼でも 10 トンということでございます。そのほかの路線では、4 トン、10 トンが
変わっているところもございます。

（「企業は変わっているのか、その際」と呼ぶ者あり）

先ほど、平成 27 年度は夜にやっていて、28 年度は昼間にやったということで、一例といたしまして榊 1 小路線

をお答えさせていただいたのですけれども、そこにつきましてはトラックの業者は変わっております。

○中村（吉宏）委員

本来、除雪関連の予算と決算の話をしよと思ったのですけれども、余りにも疑惑めいたというか、答弁の問題もあるのですが、問題が多かったのかなと。この箇所であれば、私も町会の方にも聞き取りしました。別に夜間に関して誰も不便や文句がある方はいらっしやらないのですよ。通常夜に入るものだと思ったものが昼間に入った。それによって生じる通行の障害ですとか、通学の時間帯に排雪時間が差しかかるので危険だとかという声を逆に拾っているのですね。

きょうは決算特別委員会なので今後の話というのはできないのですけれども、考え直したほうがいいと思います。この件もう少しいろいろ調べるところもあるので、また引き続き次回行いたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

民進党に移します。

○中村（誠吾）委員

私はこれまでも市道の現状について、その維持管理の充実や更新の必要性を感じ、何回か質問してきているわけなのですが、これに伴っては、議論の中で、厳しい財政状況の中であって、またさらに限られた予算の中で日々御苦労されている担当職員の皆さんの御苦労は十分に理解しているつもりではありますが、市民の皆さんが安心して生活していくことができるための社会インフラの整備でありますので、その必要性の観点から確認を含めて何点か質問させていただきます。

初めに、道路新設改良費のうち臨時市道整備事業費と、今回も議論になっていきますけれども、ロードヒーティング更新事業費及び溢水対策、雨の被害がありました。さらに私としては、人口対策として重要と考えておりますので、公園施設や住宅施設の維持・管理について質問をいたします。

◎臨時市道整備事業費について

最初の質問なのですが、臨時市道整備事業費についてお聞きします。

まず、臨時市道整備事業費の3年間の推移についてどうなっていますか、お聞きいたします。

○（建設）建設事業課長

臨時市道整備事業費における直近3年間の推移といたしましては、平成26年度が4億200万円、27年度が3億5,951万3,710円、28年度が3億2,410万円となっております。

○中村（誠吾）委員

平成26年度4億円あって、約3億5,000万円が27年度、28年度も3億円くらい。27年度、28年度と横ばいなのですね。次に、市道に関しまして、冬ではないですよ、この5年間の苦情件数の推移はどうなっていますか。

○（建設）建設事業課長

市道に関する苦情の直近5年間の推移といたしましては、平成25年度が2,479件、26年度が2,564件、27年度が2,168件、28年度は1,988件、29年度は、10月末現在ではありますが1,687件となっております。

○中村（誠吾）委員

この苦情の中で特に多いものの内容をお答えください。

○（建設）建設事業課長

市道に関するもので特に多い苦情といたしましては、舗装道路の補修や路面清掃、また側溝やますなど排水施設の補修やしゅんせつなどが多くなっております。

○中村（誠吾）委員

多くの苦情が寄せられている中で、私の知人もそういうことがあったものですから、伴って損害も発生した可能性もあるとは思っているのですけれども、今回は損害はお聞きしません。部局がまたがることもありまして、いろいろと難しい面もありますので、きょうはお聞きませんが、しかし、基本としまして、このような補修や修理の要望が来ているときに、平成 28 年度の臨時市道整備事業費の箇所づけと言っていますよね、担当では、箇所づけはどのように決定しているのですか。

そして、私のもとには、残念ながら、お願いしてもなかなかやってもらえなかったのですよねという声も聞こえてくるのですけれども、そこで、まず箇所づけをする基準なりルールを示してほしいのです。そして、基本的なことでもことに申しわけないのですが、そのルールはいつ誰がつくったのですか。そして、トップはあの方ですから、市長の決定したことでいくのですか。議員としては関心のある方も、除雪のことも含めて道路はいろいろあるのですけれども、わかりやすく箇所づけについて説明をお願いいたします。

○（建設）建設事業課長

臨時市道整備事業の基準、ルールといたしましては、第一次選定といたしまして、道路パトロールや町会要望、地先要望などの情報収集を行い、その後、現地を確認し、緊急性の有無を把握します。その際、施工規模が小さいものや緊急性が高いものは、維持補修工事としてすぐに実施いたします。

施工規模の大きいものや、今すぐ対応する必要のないものにつきましては、二次選定の中で整備対象路線として抽出いたします。抽出された路線は、臨時市道整備事業優先度評価基準というのがあるのですけれども、それに基づきまして、緊急度とか路線の格付、あと整備効果などにより優先順位をつけ、その後、予算状況や地域のバランス、また対象路線の施工件数などを考慮した中で次年度の整備箇所を決定し、予算ヒアリングなどのときに市長に報告しております。

なお、この評価基準は平成 16 年度に当時の維持課で作成したもので、毎年データベースのチェックを行い、最新版として更新しております。

○中村（誠吾）委員

まずはもちろん市民の要望や声を聞いて継続していろいろ対応していることの経過も含めて、そしてこれもまたパトロールであるとか、必要であるということで、これらを全部ピックアップして優先順位を決めて予算配分してやっていくということなのですから、市民はやはり、なぜうちのほうを優先してくれないのだろうかとか、これはほとんどわからないということなのですが。

そこで、平成 28 年度の実質収支に関する調書、この 62 ページを見て思ったのですが、道路新設改良費の工事請負費の不用額というのが 1 億 4,618 万 3,284 円とありますが、大きいのですけれども、これの内訳と理由をお示ししてください。

○（建設）建設事業課長

工事請負費の不用額 1 億 4,618 万 3,284 円の内訳につきましては、橋梁長寿命化事業とか、道路ストック更新事業、ロードヒーティング更新事業のいわゆる社会資本整備総合交付金事業と呼ばれるものですけれども、それについて、国への要望額に対して、橋梁長寿命化事業では約 8 割、道路ストックとロードヒーティングについては約 4 割しか配分されなかったものですから、当初予定の事業を行うことができなかったため、そのうちの約 1 億 3,900 万円の不用額が発生したものであります。

残りの不用額 700 万円の内訳ですが、農政課から依頼を受けている林道整備の入札差金が 300 万 2,400 円で、臨

時市道整備事業の不用額は 397 万 1,287 円となっております。

○中村（誠吾）委員

今お答えの中にもあったのですが、どう見ても、予算・決算を見たときに、この不用額は今お答えになったのだけれども、単なる入札差金にしては大き過ぎないのかと見るわけですよ。それで予算の何%になりましたか。最も簡単なことを言うと、なぜ他の箇所への整備に使用できなかったのですか。

○（建設）建設事業課長

不用額の割合につきましては、道路新設改良費全体では不用額の割合は約 24%となっており、臨時市道整備事業に特化いたしますと、不用額は 1.3%となっております。

不用額分の他の箇所への整備につきましては、発注済みの工事の請負額がおおむね確定するのが秋から冬ぐらいつけてなのですけれども、その後不用額分を発注するとすると施工が厳冬期になってしまいまして、特に道路工事の場合は、出来形的にも品質的にもふぐあいが生じる可能性があるもので、発注を見送っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

今お答えがあったのですけれども、物理的な話はわかりました。それで、その横の道路橋梁維持費を見ると、工事請負費はほぼ不用額はないのですね、今言ったとおり。これは、この予算で十分に足りていると見ればいいのか。とてもそうは私も思いません。そうではなくて、やはり非常に厳しい予算で、限られた場所しか補修できなかったと見たらいいのだらうと思うのですが、ひとりよがりではいけませんので、見解をお聞かせください。

○（建設）建設事業課長

道路橋梁維持費につきましては、確かに十分足りているとは言えませんが、過年度の実績を十分考慮した中で必要な分の予算を組んでおりますので、決して限られた場所しか補修していないというわけではなく、優先順位を決めるなど調整しながら必要な箇所の補修を行っております。今後におきましても、限られた予算の中で道路の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

ところで、パトロール等を優先順位も含めてやっているということなのですが、またパトロールが出てきましたよね。パトロールを実施して必要性を判断しているとのことなのですが、除雪現場では、市長自身がパトロールしていろいろな指示を行っているという物議を醸し出してしまっているわけです。それでは、市道の維持について、市長はパトロールしていないのですか。市長の決定ではないから、冬以外は関係ないですか。

○（建設）建設事業課長

市道の維持管理につきましては、これまで市長から具体的な指示を受けたことはございませんが、伺ったところによると、時間を見つけて道路を見て回っているという話は伺っております。

（発言する者あり）

○中村（誠吾）委員

余計なことを聞きました。そうしたら次の質問に入ります。

◎ロードヒーティング更新事業について

次に、ロードヒーティング更新事業についてお聞きします。大変お金がかかっているということを理解します。この 5 年間の事業費の推移についてお聞かせください。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティング更新事業費における直近 5 年間の推移といたしましては、平成 25 年度が 1 億 2,208 万 8,700 円、26 年度が 7,708 万 4,960 円、27 年度が 4,488 万 4,000 円、28 年度は 3,995 万円、29 年度は見込みですが、4,248 万 9,000 円となっております。

○中村（誠吾）委員

後の質問にかかわるから基本的に聞きます。市道のロードヒーティングの敷設箇所数は何カ所ありましたか。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティングの敷設箇所数につきましては、市道に設置しているものは全部で 214 カ所ですが、市道以外の階段やスロープなどを含めると、市で管理しているものは 232 カ所でございます。

○中村（誠吾）委員

お金がかかっているものですから、ロードヒーティングの更新の基準というものを聞きたいのです。それで、維持管理上の問題点と新設の可能性についてお聞きます。これまでの質問でも明らかなように、厳しい財政状況から新設が難しいことは一定程度理解しているのですよ。私、厚生常任委員会にいたときも、いろいろなことでここに付けてほしいとやって、無理ですと、なかなか冷たい回答だったのだけれども、少なくとも施設の老朽化には対応しなければならないと思うのです。

そこで、ロードヒーティングの更新計画に基づいて整備を行っていると思うのですが、今の事業費のペースで全箇所の更新を終えるのに何年かかりますか。というのは、今のペースで終わる前に、当初に更新した箇所の再更新が必要になってくるのではないかと単純に思うのですけれども、いかがですか。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティングの更新基準といたしましては、我々でロードヒーティング更新計画というものを定めてございまして、まず、本市で管理している 232 カ所のうち稼働開始後 15 年を経過したもののうち車道上の施設を対象に、バス路線や交通量、あとは道路勾配などを考慮した上で更新施設というものを抽出しており、平成 21 年度から 31 年度までの事業区間で 27 カ所の更新を予定しております。それ以外の施設につきましては、定期点検などを実施した上で、必要に応じて補修や改良を行っております。

また、更新完了年度につきましては、私からは、ロードヒーティング更新計画に関する部分について説明いたします。ロードヒーティング更新計画で対象となっている 27 カ所につきましては、当初は 31 年度までの更新完了を予定しておりましたが、26 年度あたりから交付金のつきが悪くなって配分額が減少したこともあり、現段階では計画期間内に予定箇所を全て更新するのは非常に困難な状況となっております。しかしながら、更新箇所につきましては、交付金の配分次第なので、いつまでかかるかというのをお示しできませんが、32 年度から予定しております第 2 次ロードヒーティング更新計画の中で取り組む予定で考えております。

○（建設）雪対策第 2 課長

ただいま建設事業課長から答弁のありました更新計画のある 27 カ所以外について、私からお答えいたします。

ロードヒーティング設備の熱源機の交換や部分的な補修につきましては、日常の保守点検を行いながら、遅滞なく進めていかなければいけないものと考えております。

○中村（誠吾）委員

ほかの施設も含めて、当面は現状の維持管理を行っていくということをお答えになっていると思うのですけれども、施設の老朽化が進行するとすれば、将来にわたって維持すべき箇所と、場合によってはロードヒーティングによらない方法を考えなければならないと思うのです。大変な維持管理ですよね。そういうことを考えたときに、市民同意がもちろん先ですよ。市民同意が先だし、安全も先なのですけれども、それらも含めて新たな維持管理計画の策定は考えていないのですか。今、平成 32 年度と言ったけれども、私は必要だと思います。膨大な維持管理になってくると思いますよ。

○（建設）雪対策第 2 課長

維持管理計画につきましては、現在のところ策定については考えておりませんが、ロードヒーティング施設の維持管理につきましては、毎年行っておりますロードヒーティングの保守点検業務により、ロードヒーティング設備

機能を良好な状況で稼働できるよう今後とも適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

それはわかります。限界を超えないようにしてください。だめでしたでは済まないから。

◎溢水対策について

次に、私は、市道及びその周辺敷地の、例の大雨が降って、溢水対策のことについてお聞きしたいのです。

この7月に、短期間の集中豪雨により、市内の電気量販店周辺の道路及び敷地が冠水する事態が発生したのですが、これは、平成28年度にも同様な被害があったと思うのですが、28年、29年について押さえているものについて、大規模なものをお聞かせください。

○（建設）建設事業課長

平成28年度には市道及び周辺敷地で大きな被害というのはありませんでしたが、29年度につきましては、電気量販店周辺の冠水のほか、市道大正新線と市道潮見台川沿線で、集中豪雨により道路が洗掘されて路面状況が悪化したものですから、復旧するまでの2日間通行どめの措置を行っております。

○中村（誠吾）委員

平成28年と勘違いしました。これまでも集中豪雨等により、今言ったとおり堺町などで道路が冠水する事態が発生していると記憶していたのですが、この5年間で、酷な質問なのだけれども、どのような対策を講じてきたのかと。臨時市道整備事業の溢水対策と下水道事業の雨水渠対策、雨水渠については、間違いがなければ、たしか建設部の職員が水道局の併任命令をもらって線引きしていると、計画していると思っているのですけれども、それよろしかったはずなのです。それで、その事業費は幾らなのかお答えください。

○（建設）建設事業課長

雨水渠につきましては、委員のおっしゃるとおり、建設部の職員が水道局の併任辞令をもらって設計監督を行っております。

過去5年間の溢水対策ですが、臨時市道整備事業では、溢水箇所周辺を調査後に流量計算を行って必要な側溝の断面を決めておりまして、平成25年度から29年度までの5年間で延べ52路線で側溝改良工事を実施しております。

過去5年間の事業費につきましては、25年度は1億3,996万5,000円、26年度が7,137万7,200円、27年度が8,443万8,700円、28年度が8,601万1,200円、29年度は見込みですが、4,105万400円となっております。

また、雨水渠整備につきましては、若松1丁目、2丁目の市道大通線及び桜1丁目、2丁目の市道桜2号線に口径500ミリメートルから口径1,200ミリメートルの鉄筋コンクリート管を埋設しており、過去5年間の事業費は、25年度は6,676万9,500円、26年度が1,354万3,200円、27年度が2,236万6,800円、28年度が5,958万3,600円、29年度は見込みですが、1,778万円となっております。

○中村（誠吾）委員

最初に質問したことなのですが、今回の事態に対する対策はどのように計画していますか。残念ながらお金がありませんか。先送りせざるを得ない状況ですか。

○（建設）建設事業課長

今回の電気量販店周辺における冠水の対策におきましては、7月の冠水後に周辺の排水状況の調査を行っておりまして、その結果を踏まえた上で、電気量販店周辺に集まる雨水を分散するための方策を現在検討中でございます。

○中村（誠吾）委員

まず、雨水渠の形も含めて検討しているということ。

◎公園費について

次に、公園費のうち維持管理経費についてお聞きします。

私、何回か公園のことについてお聞きしているのですけれども、旧国鉄手宮線整備事業も終了しましたし、この

手宮線、寿司屋通りから博物館まで整備されたことにより、ある意味で、回遊性の向上から観光上からも効果はもたらされてきた、そういうふうに理解はしています。

今後とも小樽公園等の整備については着実に進めていってほしいのですが、私が先ほど人口対策も含めて市民の安全も含めてということを行ったのは、もう一つの課題と考えるのは、小さな子供たちがブランコや砂場等で利用する小規模な公園についてなのです。そこで質問なのですが、維持管理経費の5年間の推移と、主な内容をお答えください。

○（建設）公園緑地課長

決算書から、5年間の推移につきましては、平成24年度6,677万1,000円、25年度6,683万4,000円、26年度6,915万4,000円、27年度4,362万9,000円、28年度7,442万4,000円となっております。

続きまして、28年度の決算概要で主な内容を説明いたしますと、維持補修経費で、初めに主要公園緑地の年間維持管理業務としまして、色内埠頭公園、旧国鉄手宮線跡地、朝里川公園ほか2公園1緑地で実施しております。

あと除草及び落ち葉処理業務としまして、平磯公園、もがみ公園、銭函中央公園ほか21公園で実施、除草面積は計13.5ヘクタールございます。小樽公園で5.5ヘクタールの落ち葉処理を行っております。

次に砂場清掃としまして、蘭島駅前公園ほか60公園で実施しております。

あと遊具補修業務としまして、松山公園ほか38公園で実施しております。

臨時雇用賃金といたしまして、市直営作業員の公園作業員9名、4月22日から12月5日まで151日間、管理経費といたしまして、公園愛護会の謝礼金としまして63団体、清掃委託料としまして、市内各公園ごみ収集運搬処分17公園、あと光熱水費などでございます。

○中村（誠吾）委員

今お答え願ったところでこれからお聞きしたいところが出てきたのですが、除草作業、草刈りなのです。ほぼ年1回程度しか実施できていないのではないかと私は見ているのです。先ほど言ったとおり、これらの公園は小さな子供たちが中心に遊ぶことが多いところです。草が伸びると虫などが発生して、虫刺され等の危険性も高まりますし、私のもとにも、近所の公園の除草が年1回で、多くの雑草が繁茂して、子供たちが遊ぶのに気持ち悪がる、支障を来しているという要望をよく受けます。それで、最低でも2回は実施してもらえないだろうかとお話者たちからもお話が来ます。今答えられたとおり、大きな公園をしなくていいと言っているのではないけれども、身近な公園の整備は少子化対策としても、元気な声が聞こえてきますよ、重要であると考えます。

それで、平成28年度の実際の作業回数や、先ほどおっしゃった町会などの協力体制についてもどのように考えられているのか、説明してください。

○（建設）公園緑地課長

除草作業につきましては、現在三つに分けて実施されております。

一つ目には業者委託で行われる除草。これは、年間維持を一括して管理委託をしている公園で行われる除草としまして、手宮緑化植物園、色内埠頭公園、旧国鉄手宮線跡地を年3回、それから朝里川公園、築港広場公園、築港駅前南北広場年2回、それと各地区ごとに配置する主要な公園で行われる除草としまして、平磯公園、銭函中央公園、からまつ公園ほか16公園3緑地で年1回。

二つ目に、公園愛護会活動で行っている除草としまして、新光東公園ほか63公園緑地等で、各公園2回から3回行っております。

三つ目は、市直営作業班が各公園緑地で行っている除草でございます。これはまた要望等で不足部分を補う除草としても行っております。公園緑地ほか32公園で、各公園一、二回となっております。

○中村（誠吾）委員

決算の状況を踏まえて、市として、しつこいけれども、今後の除草回数を含めた維持や委託の考えはどのように

感じていますか。あくまで決算特別委員会なので、平成 28 年度にやってみての考えでよろしいですから。

○（建設）公園緑地課長

公園の除草作業や維持管理全般につきましては、利用者の方々からさまざまな指摘を受けて対応しているところでもあります。先ほどお伝えしました維持管理経費の近年の額や除草回数について、人的、予算的な限りがある中で実施しております。

草地の状態は、公園の種類、設置場所、季節によりさまざまですが、今後は、委託業務、公園愛護会、市直営作業のバランスをとり、除草の範囲、例えば遊具周りを重点的に行うとか、また、作業するタイミングを見きわめるなど、改善をして強化していきたいと思います。

地域に根差した小規模な公園は昔から児童公園と呼ばれていました。低学年児童を対象に配置された大切な公園であります。今後さらに進んでいく少子化においても、子供たちの日常の居場所の一つとして重要と認識しております。公園利用のよい時期に子供たちが利用できるように、草の繁茂が理由で遊びづらくなったり、また、公園では余り例がありませんが、マダニやドクガの害虫発生のところも踏まえながら、安心して遊べる公園の維持管理を心がけてまいりたいと思っています。

○中村（誠吾）委員

しっかり聞いているとわかりました。回数はふえないけれども範囲は考えるということなのですが、ないものをねだっても、もっと踏み込めといっても無理なのですが、ただ、二つ評価はいたします。

一つは、国も言っているのですね。蚊やマダニ等の感染症の問題があるから管理をしっかりしなさいよと。これは今そういう認識あるのですね。

それと最も大事なものは、建設部にお願いしたいのは、子供たちの居場所ということなのです。今おっしゃったとおり、私が言ったとおり。という観点から話がありました。大変重要な事項ですし、私、心からそういう意識を持ってきているなら敬意を表しますので、子供たちの居場所という観点を絶対に忘れないで、安全も含めて対策を練って行ってほしいと思っています。

◎住宅事業費について

最後に、住宅事業費についてお聞きするのですが、これも何回か聞いてしつこいと言われるのだけれども、市営住宅の整備について、長寿化計画に基づき進められていることは承知しているのですが、経過があるのでもう一回聞きます。市営住宅改善事業費及び公営住宅建替事業費のこの 5 年間の推移について、その内容と金額をお答えください。

○（建設）越智主幹

直近、過去 5 年ということですので、平成 24 年度からお示したいと思います。

まず市営住宅改善事業費につきましては、24 年度は 3 億 2,378 万 8,000 円、事業の内容としましては、若竹住宅 1 号棟の耐震改修と全面的改善事業、それから塩谷 C 住宅、それから新光 F 住宅の 2 棟の外壁等の改修工事を行っております。25 年度につきましては 4 億 6,034 万 2,000 円、事業としましては、前年度から継続しております若竹住宅 1 号棟の耐震改修と全面改修工事、それと塩谷 D 住宅、新光 B 住宅の 3 棟の外壁等の改修工事を行っております。26 年度は 9,530 万 7,000 円、事業としては、新光 C 住宅 2 棟の外壁等の改修工事を行っております。27 年度につきましては 1 億 6,324 万 3,000 円、事業としましては最上 A 住宅の 2 棟、それから緑 B 住宅の 2 棟の外壁等の改修工事を行っております。28 年度につきましては 2 億 5,238 万 5,000 円で、事業としましては、祝津住宅の 4 棟、最上 A 住宅の 2 棟の同じく外壁等の改修工事を行っております。

それから公営住宅建替事業費についてですけれども、24 年度につきましては 3 億 3,649 万 7,000 円、これは 23 年度から継続しておりましたオタモイ住宅 4 号棟の建てかえ工事の継続の部分でございます。25 年度、26 年度は建てかえ事業費はございません。27 年度につきましては 454 万 6,000 円、これは若竹住宅 3 号棟の補修物件の調査費

ということになっております。28 年度につきましては 1 億 8,409 万 5,000 円、これは旧若竹住宅 3 号棟の解体工事、それから新しい若竹住宅 3 号棟の実施設計、それから地質調査等、そういった関係の経費となっております。

○中村（誠吾）委員

今お示しいただいたように、近年では、市営住宅改善事業では最上住宅や祝津住宅の外壁等の修繕等、建てかえでは若竹住宅 3 号棟の建てかえが進められています。市営若竹住宅 3 号棟は立地条件にも恵まれていますし、このような立地での市営住宅の建設を進めるべきだと考えるのですけれども、一方、改善事業なのです。進めている住宅は、エレベーターのない中層住宅です。高齢化が進む当市の現状を考えると、エレベーターの問題は避けて通れないのです、どうしても。

そこでお聞きしますが、これまでも既存住宅へのエレベーターの設置を検討したことがあると思うのですが、その課題をどのように捉えていますか。

○（建設）越智主幹

エレベーターについてでございますけれども、検討した経過はございますが、エレベーターを設置していない大部分の市営住宅は、いわゆる階段室型という各階段から各住戸に出入りする形式という形になっております。この形式の住宅にエレベーターを設置する場合には、各階段室ごとにエレベーターを設置しなければならないということ、それから、エレベーターの停止する場所が階段室の踊り場になってしまうということ、そうなってしまうものですから、乗りおりするためにも階段を上りおりしなければ利用できなくなってしまうということ、それからエレベーターの設置にかかる費用がかなり多額になるということで、設置は難しいということで検討した経過がございます。

○中村（誠吾）委員

そうすると、既存住宅へのエレベーターの設置が困難であるとする、既存住宅の建てかえを契機に新設住宅に新設をするしかないと思うのですけれども、そういうふうにご考えていますか。

○（建設）越智主幹

近年の例でいいますと、オタモイ住宅が建てかえられたとき、あの住宅は 3 階建てなのですけれども、エレベーターを設置しております。それから、現在工事しております若竹住宅 3 号棟にもエレベーターの設置を予定しておりますし、これから先のことはまだ計画等の関係もあって何とも言えないところはあるのですが、これからも建てかえ等がもしあるのであれば、当然、新設される住宅にはエレベーターの設置は必要だというふうにご考えております。

○中村（誠吾）委員

であれば、現在、道営では新光において建てかえが進んでいるのですけれども、本市においても、関係機関と、国にももちろん、道にも言って、今後とも建てかえについては、関係機関と連携しながら若竹住宅以降の建てかえ計画の策定を進めるべきだと思っておりますが、そちらのほうに向いていますか。

○（建設）越智主幹

先ほどのお答えの続きみたいな形になるのですけれども、市営住宅の管理については、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画というものがございます。今の計画は平成 31 年度までという形になっていまして、次の計画は 31 年度に策定する形になる、その策定の中でどういう形になっていくのかということを検討する、そういう形になるかと思っております。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。